

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成20年3月10日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（南野委員、山崎委員）	
散会の宣告	72

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年3月10日(月) 午前10時 開会
午後 5時8分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 上村高義 委員 山崎雅数
委員 藤浦雅彦 委員 南野直司

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 紀田光司 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
同部次長兼環境業務課長 水田和男 同部参事兼市民課長 村江 卓
自治振興課参事 萩原 明 産業振興課長 藤井智哉
同課参事兼農業委員会事務局長 田橋正一 環境センター長 五里江路人
環境対策課長 池上敦実
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部次長兼健康推進課長 福永富美子
同部次長兼福祉総務課長 登阪 弘 健康推進課参事 阪口 昇
福祉総務課参事 北埜保紀 高齢者障害者福祉課長 堤 守
同課参事 小矢田博子 介護保険課長 山田雅也
同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 こども育成課長 稲村幸子
同課参事 船寺順治 国保年金課長 野村真二 同課参事 大嶋良一

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第 7号 平成20年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第42号 摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例制定の件
議案第25号 摂津市犯罪被害者等支援条例制定の件
議案第26号 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例制定の件

- 議案第 27 号 摂津市災害見舞金の支給に関する条例制定の件
- 議案第 3 号 平成 20 年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 20 年度摂津市老人保健医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 19 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 40 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 9 号 平成 20 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 摂津市後期高齢者医療に関する条例制定の件
- 議案第 37 号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 39 号 摂津市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 8 号 平成 20 年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 19 年度摂津市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 41 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 38 号 摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○安藤委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

お忙しい中、きょうは、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成20年度の一般会計予算所管分ほか19件についてご審議をいただくこととなります。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安藤委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は上村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付をいたしております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ペー

ジ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、介護サービス保険者負担金、保育所保育料などが主なものとなっておりますが、前年度に比べ15.4%の増となっております。これは、市立障害者福祉施設に係る介護給付費が、これまでと異なり、市が一たん大阪府国民健康保険団体連合会に納付し、改めて、国保連合会から、事業主としての市に納付されるという仕組みに変更されたことによる負担金が主なものでございます。

33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料は、前年度と同額でございます。

33ページから34ページの、目3、衛生使用料のうち、保健福祉部に係る使用料は、前年度に比べ4.2%の増となっております。これは、主に葬儀会館使用料及び墓地使用料の増によるものでございます。

37ページ、項2、手数料、目2、衛生手数料のうち、保健福祉部に係る手数料は、前年度と同額でございます。

39ページからの、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、生活保護費、児童手当、私立保育所運営費などの国庫負担金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ0.9%の増となっております。

41ページ、衛生費国庫負担金は、予算計上しておりません。これは、これまで実施してきた市民総合健診が、医療制度改革により、各医療保険者に義務づけられた特定健康診査に移行することによるものでございます。

同じく41ページから42ページの、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、地域生活支援事業補助金や次世代育成支援対策ソフト交付金が主なもの

となっておりますが、前年度に比べ12.3%の増となっております。これは、障害者自立支援法に基づく、地域生活支援事業補助金の増及びホームレス自立支援事業補助金を新たに計上したことによるものでございます。

ホームレス自立支援事業補助金は、北摂7市3町が共同して実施しております、巡回相談指導事業に係るもので、20年度は、本市が幹事市となることから、事業全体に係る分を歳入歳出ともに計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

44ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、国民年金事務に係る委託金で、前年度に比べ14.1%の減となっております。

同じく44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や児童福祉費負担金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ8.7%の増となっております。これは、主に医療制度改革に伴い、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を新たに計上したことによるものでございます。

47ページ、目2、災害弔慰金府負担金は、前年度と同額で、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金でございます。

衛生費府負担金は、予算計上しておりません。国庫負担金と同様に、市民総合健診が特定健康診査に移行することによるものでございます。

同じく47ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、老人、身体障害者、乳幼児等に係る医療費補助金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ2.3%の増となっております。これは、経過措置による対象者の減による、老人医療費補助金の減などがあるものの、職員の加配、送迎サービスの実施などに

対する障害者自立支援対策臨時特例交付金やホームレス自立支援事業補助金などの計上、また、保育所運営費補助金の増などによるものでございます。

51ページ、目3、衛生費府補助金は、前年度に比べ339.5%の増となっております。これは、医療制度改革による特定健康診査の実施後も、引き続き、健康増進法に基づいて実施する健康診査に対する保健事業費補助金を新たに計上したことによるものでございます。

54ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度と同額で、障害児（者）の相談支援に係る、障害児（者）地域療育等支援事業委託金でございます。

58ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目4、墓地管理基金繰入金は、前年度と同額でございます。

60ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目4、老人医療費資金貸付金元金収入は、前年度と同額でございます。

同じく項4、雑入、目2、雑入のうち、62ページから63ページの、保健福祉部関係は、各種検診及び予防接種に係る自己負担金、市立障害者施設給付費収入、保育所職員給食費負担金等でございます。

次に、歳出でございますが、78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費のうち、水道事業会計繰出金は、独居高齢者、ひとり親家庭等に係る水道料金減免に伴うもので、前年度に比べ10.8%の増となっております。

111ページから117ページの、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、事務の執行に係る経費のほか、社会福祉事業運営委託料などの委託料、社会福祉協議会補助金、小規模通所授産施設運営補助金、広域連合医

療給付費等負担金などの補助金・負担金、障害福祉サービス費等給付費などの扶助費、さらには、国民健康保険などの特別会計への繰出金が主なもので、人件費を除き、前年度に比べ11.2%の増となっております。これは、主に市立障害者福祉施設に係る介護給付費の納付の仕組みが変更されたことに伴い、介護給付費を計上したことにより、障害福祉サービス費等給付費が大幅な増となったことによるものでございます。

117ページから119ページの、目2、老人福祉費は、施設介護サービス委託料、高齢者民間賃貸住宅家賃助成補助金、老人入所施設措置費等が主なもので、前年度に比べ3.7%の減となっております。これは、施設介護サービス委託料、住宅改造費用助成費などの減によるものでございます。

住宅改造費用助成費の減につきましては、平成20年度から、府補助金の交付割合が4分の3から2分の1に引き下げとなり、市が負担すべき一般財源の割合が倍増することとなったことから、交付限度額を100万円から60万円に見直しさせていただいたことなどによるものでございます。なお、見直し後の一般財源は、従来の算定方法の3割以上増加する見込みとなっております。

119ページ、目3、国民年金総務費及び120ページ、目4、国民年金事務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。

国民年金事務費は、前年度計上しておりました車両の買い替え費用を20年度は計上していないことにより、前年度に比べ47.6%の減となっております。

同じく120ページ、目5、身体障害者福祉費は、身体障害者に係る補装具交付費、更生医療費が主なもので、前年度

に比べ15.8%の減となっております。これは、日常生活用具交付費、点字・手話講習会委託料など、地域生活支援事業の対象となる事業に係る経費を、社会福祉総務費で計上したことなどによるものでございます。

121ページ、目6、知的障害者福祉費は、市立みきの路運営委託料が主なもので、前年度に比べ0.2%の減となっております。

122ページ、目7、老人医療助成費は、前年度に比べ8.8%の減となっております。これは、平成16年11月からの制度改正に伴う経過措置による対象者の減によるものでございます。

同じく122ページ、目8、身体障害者医療助成費は、印刷製本費を除いて、前年度と同額となっております。

123ページから126ページの、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、民間保育所運営費補助金、保育所運営費負担金などが主なもので、人件費を除き、前年度に比べ0.3%の減となっております。これは、これまで補助金で計上しておりました地域子育て支援拠点事業ひろば型委託料などの増があるものの、保育所運営費負担金などの減によるものでございます。

126ページ、目2、児童措置費は、児童手当、児童扶養手当が主なもので、前年度に比べ0.2%の減となっております。

127ページから128ページの、目3、児童福祉施設費は、市立保育所の管理運営に係る非常勤職員等賃金、給食賄材料費などが主なもので、前年度に比べ3.3%の増となっております。これは、臨時職員の増によるものでございます。

129ページ、目4、母子福祉費は、母子生活支援施設運営費負担金などが主

なもので、前年度に比べ2.3%の増となっております。これは、母子自立支援嘱託員賃金の増によるものでございます。

同じく目5、乳幼児医療助成費は、前年度に比べて8.2%の減となっております。これは、医療費助成の対象年齢の拡大を行ったものの、医療費の保険負担の変更に伴う医療費の減や、大阪府医師会等への協力手数料の減によるものでございます。

130ページ、目6、ひとり親家庭医療助成費は、対象者の増を見込み、前年度に比べ3.5%の増となっております。

131ページから132ページの、項3、生活保護費、目1、生活保護総務費は、人件費を除き、前年度に比べ4.5%の減となっております。これは、電子複写機レンタル料を社会福祉総務費で計上したことによるものでございます。

同じく132ページ、目2、扶助費は、被保護世帯に対する扶助費で、前年度と同額となっております。

134ページ、項5、災害救助費、目1、災害救助費は、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金等で、前年度と同額となっております。

135ページから136ページの、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、保健センター及び休日応急診療所の管理委託料、また、三師会、夜間休日応急診療所、三次救命救急センター等の補助金、負担金などが主なもので、人件費を除き、前年度に比べ13.1%の減となっております。これは、主に市民総合健診が特定健康診査に移行することに伴う、保健センター管理委託料の減によるものでございます。

137ページから138ページの、目2、予防費は、前年度に比べ15.5%の減となっております。これは、妊婦一

般健診、子宮がん検診、乳がん検診などの委託料の増や、新たに肝炎ウイルス検診委託料を計上したことなどによる増にもかかわらず、市内医療機関に委託しておりました市民健康診査が特定健康診査に移行したことにより、市民健康診査委託料を計上しなかったことによるものでございます。

139ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ5%の減となっております。これは、前年度計上しましたノートパソコンの購入を20年度は計上しなかったことによるものでございます。

140ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ2.7%の減となっております。これは、前年度計上しました斎場機能調査等の業務委託料を20年度は計上しなかったことによるものでございます。

同じく目7、墓地管理費は、前年度に比べ44.1%の増となっております。これは、修繕料の計上や墓地管理基金積立金の増によるものでございます。

226ページに飛びますが、款11、諸支出金、項1、災害援護資金貸付金、目1、災害援護資金貸付金は前年度と同額で、災害救助法適用災害に係る貸付金でございます。

以上、議案第1号、平成20年度一般会計予算所管分の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部に係る部分につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、12ページからの、歳入歳出補正予算事項別明細書の目を追って、主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、14ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の減額は、

介護予防ケアプランに係る介護報酬の件数の減及び私立保育所入所児童数の減に伴うものでございます。

15ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金の減額は、私立保育所入所児童数の減、児童手当給付対象者の減、被保護世帯の減など、事務事業の精査によるものでございます。

同じく15ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の増額は、20年4月から施行される後期高齢者医療制度に係る高齢者医療制度円滑導入事業費補助金によるもので、母子福祉費補助金の減額は、母子家庭高等技能訓練促進費の減など、事務事業の精査によるものでございます。

17ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金の減額は、私立保育園入所児童数の減や、児童手当給付対象者の減など、事務事業の精査によるものでございます。

同じく17ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金の減額は、介護保険に係る社会福祉法人減免の件数の減や、住宅改造助成の件数の減など、事務事業の精査によるものでございます。

21ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の、高齢者移送サービス利用料の減は、利用回数の減によるものでございます。

続きまして、42ページからの歳出でありますが、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、後期高齢者医療制度の保険料激変緩和措置の実施に伴うシステム改修委託料を新たに計上したほか、介護予防に係るケアプラン原案作成の委託件数の減など、事務事業の精査によるものでございます。

同じく42ページ、目2、老人福祉費

から、45ページ、項3、生活保護費までは、養護老人ホームに係る措置件数の減、私立保育所入所児童数の減、被保護世帯数の減など、事務事業の精査によるものでございます。

46ページから47ページの、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費の減は、主に日本脳炎予防接種の積極的勧奨を見合わせていることによるものでございます。

以上、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分の補足説明とさせていただきます。

○安藤委員長 次に、紀田生活環境部長。

○紀田生活環境部長 議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、生活環境部にかかわる主な事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でありますが、32ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、総務費負担金は、平成20年度に予定いたしております犯罪被害者等の支援のうち、日常支援に伴いますホームヘルパー派遣料の被害者負担金でございます。

33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、文化ホール等各施設の使用料は、前年度に比べ0.5%の増となっております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係る戸籍手数料等は、前年度に比べ3.0%の減となっております。

37ページ、目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料は、一般廃棄物の焼却手数料及び臨時ごみ等の収集運搬処分手数料などでありますが、前年度に比べ0.6%の減となっております。これは、ご

み減量によるものでございます。

鳥獣登録手数料は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に定める事務手数料でございます。

38ページ、目3、農林水産業手数料は、土地現況証明手数料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人登録事務に係るもので、前年度と比べ31.5%の増となっております。この主な要因は、登録事務の件数の増加によるものでございます。

51ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金及び違法屋外広告物除去事務経費補助金は、委任事務等の補助金でございます。また、鳥獣飼養登録事務費交付金につきましては、大阪府からの事務委譲に伴う人件費に係る交付金でございます。

目4、農林水産業費府補助金は、農業委員会に係る農業委員会交付金及び農地関係交付金でございます。

目5、商工費府補助金は、地域就労支援事業での能力開発講座と3市合同就職フェアに関する交付金でございます。

54ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、市民課にかかわりますものとして、人口動態調査に関する事務委託金及び電子証明書発行に関する事務委託金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、事業資金融資に伴い、市内の金融機関に預託しております元金収入でございます。

62ページ、項4、雑入、目2、雑入のうち、自治振興課に係る主なものとし

て、文化ホール入場料及び自主事業参加料などを計上いたしております。

環境業務課に係るものとして、資源ごみ売却収入は、古紙、古布、缶、瓶、ペットボトル等の資源物の売却収入を見込んでおります。

続きまして、歳出でございますが、83ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、都市交流及び国際交流に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ59.0%の増となっております。この主な要因は、オーストラリア・バンダバーグ市との友好都市締結10周年を迎えるに当たり、相互に訪問を行うことによるものでございます。

86ページ、目11、防犯対策費は、前年度に比べ1.5%の増で、防犯灯の設置及び維持管理等に係る経費を計上いたしております。

89ページ、目14、自治振興費は、地区振興委員報酬、広報紙等の配布手数料、摂津まつり振興会補助、地域活性化補助並びに犯罪被害者等への支援に係る経費が主なものでございまして、前年度に比べ22.7%の増となっております。この主な要因は、犯罪被害者等への支援に係る主な経費として、見舞金の支給、相談員の配置、日常支援に伴いますヘルパー派遣、住宅支援に伴います家賃等の補助を行うことによるものでございます。

99ページ、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費は、市民課業務に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ9.6%の減となっております。この主な要因は、住基ネット第二次稼働機器のリースが満了したことによる借上料の減少によるものでございます。

133ページ、款3、民生費、項4、

生活文化費、目1、生活文化総務費は、摂津都市開発株式会社及び施設管理公社への施設管理等の委託並びにフォルテ212、213の借り上げに要する経費が主なものでございまして、前年度に比べ0.8%の増となっております。

目2、文化ホール費は、文化ホールに係ります音響機器、舞台照明装置及びステージスピーカーの借り上げ経費でありまして、前年度に比べ7.7%の減となっております。

139ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、前年度に比べ10.7%の増となっております。

140ページ。目5、環境政策費は、前年度に比べ26.5%の減となっておりますが、これは、鳥獣飼養登録等事務事業の経費の減によるものでございます。

141ページ、項2、清掃費、目1、清掃総務費は、前年度に比べ4.0%の減となっております。

143ページ、目2、塵芥処理費は、前年度に比べ3.2%の減となっております。

147ページ、目4、環境センター費は、焼却施設の運転維持管理に係る経常経費でございまして、前年度に比べ8.9%の減となっております。

149ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費は、農業委員会にかかわる経費で、主なものは、農業委員の報酬でございまして、前年度に比べ1.3%の減となっております。

目2、農業総務費は、農業総務にかかります経費を計上いたしております、前年度に比べ4.1%の増となっております。

150ページ、目3、農業振興費として主なものは、市民農園設置委託料、農

業祭補助金、花とみどりの景観事業等でございます。前年度に比べ0.2%の増となっております。

153ページ、款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は、前年度に比べ9.3%の増となっております。これは、主にパートタイマー等の退職金共済の一連の事務処理に係りますシステム開発委託料によるものでございます。

154ページ、目2、商工振興費は、前年度に比べ0.6%の減となっております。これは、3年に一度行います購買実態調査等に係る費用で、平成20年度は、未実施年となっていることによるものであります。

155ページ、目3、消費対策費は、前年度に比べ11.4%の増となっております。これは、消費生活相談嘱託員の賃金及び賞与、時間外のベースアップ分の増と、新たに実施します多重債務無料法律相談にかかわる委託料によるものでございます。

以上、歳入歳出予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、生活環境部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございしますが、21ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、環境業務課にかかわるものとして、資源ごみ売却収入は、ペットボトル等の資源物の売却収入を見込んでおります。

次に、歳出でございしますが、28ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、中国・蚌埠市友好交流事業に係る実績並びに旧国名連絡会議が平成20年度において解散されるこ

とにより、運営資金である負担金が不要になったこと、及び研修会の旅費等を精査し、減額するものでございます。

31 ページ、目14、防犯対策費の減額は、自治会で管理していただいております防犯灯の維持管理費補助金の実績に応じて減額するものでございます。

32 ページ、目14、自治振興費の減額は、市民法律相談弁護士報酬や広報紙等の配布手数料、住民活動災害保障保険契約等の実績に応じて減額するものでございます。

46 ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目2、文化ホール費は、文化ホールで使用するステージスピーカーの賃貸借契約に伴います入札差金を減額するものでございます。

47 ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、大気水質の測定委託を一括入札したことによる差金を減額するものでございます。

48 ページ、項2、清掃費、目2、塵芥処理費の減額の主な理由につきましては、経常経費の実績及び委託料の執行差金を減額いたすものでございます。

49 ページ、目4、環境センター費の減額の主な理由につきましては、経常経費の実績及び入札に伴う差金でございます。

50 ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費の減額は、農業委員の1名欠員によるものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○安藤委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

それでは、1回目の質問を行います。

平成20年度の予算概要をもとに質問をさせていただきます。

それと、質問の前に、番号をつけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、さきの代表質問でのご答弁とちょっと重複する部分があるとは存じますが、よろしくお願いいたします。

まず、1番目に、23ページのバンダバーグ市友好都市締結10周年記念事業についてでございます。

302万8,000円の予算が計上されておりますが、今回、バンダバーグ市との友好都市締結10周年を迎えるに当たって、相互訪問を行いますということではありますが、どのようなスケジュール、計画か、お聞かせいただきたいのと、今回、10周年記念行事を行うことになった経緯、また、バンダバーグ市と今までにどのような友好行事が行われたのかお聞かせください。

それと、次に、2番目に、25ページの、防犯推進事業についてでございます。

地域住民の連携を強めて、犯罪の発生しない環境づくりを推進するとありますけれども、どのような取り組みを実施されるのかお聞かせ願います。

3番目です。28ページ、市民相談事業についてでございます。

今回、消費生活相談ルーム事業として、多重債務法律相談を実施されますが、自治振興課での、その市民法律相談など、変更せずに、今までどおり実施されるのか、消費生活相談ルームとの連携はどのようにとられるのかお聞かせください。

4番目です。29ページの市政モニター事務事業についてでございます。

市政に市民の声を反映させるという目的で、市政モニターを任命されておりますが、人選はどのような基準で行ってお

られるか、また、取り組みの内容はどのような案件に対してのモニタリングなのか。もう1点は、反映された事例などがあれば教えていただきたいのと、新年度の取り組みはどのように考えておられるのかお聞かせください。

5番目です。同じく29ページの、犯罪被害者等支援事業についてでございます。

664万5,000円の予算が計上されておりますが、今回、条例の制定ということでございますので、ここで、この事業の予算の内訳、中身をお聞かせください。

6番目です。同じく29ページ、職員提案事業についてでございます。

33万2,000円の予算が計上されておりますが、貸出用AEDの購入とありますが、どのように使用されるのかお聞かせください。

それと、7番目、36ページ、外国人登録事務事業についてでございます。

日本国籍を持たない外国人の方に対して、外国人登録法に基づいて、外国人登録をしていただいておりますが、基本的な部分ですけれども、新規の登録や、16歳になったときの切りかえ申請など、どのような申請をされているかお聞かせください。

また、市民サービスコーナーでの取り扱いなど教えていただきたいのと、また、外国人登録事務協議会、北摂市会での協議の内容などお聞かせください。

8番目です。37ページ、市民サービスコーナー事業についてでございます。

市政運営の基本方針に、戸籍事務については、複雑な事務を一括管理することで、戸籍届、証明書交付事務を正確かつ迅速に行い、市民を待たせないサービスを目指し、コンピューター化を進めてま

いります。稼働については、平成21年12月ごろを予定しております。本格稼働後には、市民サービスコーナーでの証明書発行についても検討してまいりますとありますが、具体的に、どのように市民サービスの向上を検討されるのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

9番目です。43ページ、せつつ高齢者ががやきプラン策定事業についてでございます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定と進行管理を行います。また、平成20年度は、第4期計画の策定を行いますとありますが、どのような目標を設定して事業の推進を図られるのかお聞かせください。

10番目です。45ページ、障害者施策推進協議会事業についてでございます。

障害者施策について協議し、事業の推進を図るとありますが、新年度、どのような内容、方向性で取り込まれるかお聞かせください。

11番目です。同じく45ページ、障害者就業・生活支援拠点整備事業についてでございます。

障害者の方の就業面及び生活面での相談など、一体的な支援を行い、雇用の促進を図るとありますけれども、具体的に、どのような取り組みをされるのかお聞かせ願いたいと思います。

12番目です。46ページ、障害福祉計画策定事業についてでございます。

新年度は、第1期摂津市障害者福祉計画期間の最終年度となります。第2期計画、平成21年から23年度の策定をされると認識いたしますけれども、障害福祉サービスの水準を高めて、障害のある方の地域での自立を目指しますとありますが、どのような内容なのかお聞かせ願いたいと思います。

13番目です。同じく46ページ、地域生活支援事業についてでございます。

新年度の事業として、障害者の方の日常生活支援のための用具給付にパソコン操作で使用する視覚障害者用のアプリケーションソフト、上肢障害者用の入力サポート機器を追加し、未就学の発達障害児に対しては、携帯用会話補助装置を追加し、3歳まで対象年齢を拡大しますということですが、新たに追加されたこの品目について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

14番目です。50ページ、ふれあい配食サービス委託料についてでございます。

現時点でどれくらい配達されているか聞いておきたいんですけども、昼、夜、一日何食配達されているのか。できれば、安威川以南と以北の別でお聞かせ願いたいと思います。

15番目です。同じく50ページ、高齢者移送サービス事業についてでございます。

このサービスの整理をしておきたいんですけども、現在、何台で実施しているのか。それと、申請者は何人くらいおられるのか。無理なく回せているのかどうか。それと、料金ですけども、現在、片道500円、往復1,000円ですが、今後の費用の改定などと、もう一つは、社会福祉協議会の移送サービス、これは何台で実施しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

16番目です。55ページ、次世代育成支援行動計画策定事業についてでございます。

次世代を担う子ども及びその子どもを育成する家庭を支援するということですが、策定後5年を前期計画とした4年目に当たる新年度、どのように取り

組まれるのかお聞かせ願いたいと思います。

17番目です。56ページ、児童虐待防止キャンペーン事業についてでございます。

街頭等でリーフレットや児童虐待防止を目指すオレンジリボンの配布を行います。11月の児童虐待防止推進月間に、啓発、広報等のキャンペーンを行い、児童虐待防止意識の高揚を図りますとありますが、できれば、もう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

18番目、61ページ、摂津市施設管理公社委託事業についてでございます。

この中の、小川駐車場の管理についてです。南千里丘まちづくりに伴って、ふれあい広場の閉鎖、文化ホール等の使用での車の駐車問題、さまざまな方策を考えていただいていると認識いたしますが、当然、小川駐車場の使用頻度が一時期ふえるのかなと思うんですが、市民サービスの、ここで、向上という観点から、ちょっとした工夫なんですけれども、小川駐車場の駐車券の件なんですけれども、今ちょっと手元に持ってないんですけども、たしか駐車券をいただいて見てましたら、確認印を押してもらうところがありまして、どこで、例えば、押してくださいとか書いてなかったはずで。それを知らない方が、一回、例えば、男女共同参画センターを使われた後に、小川駐車場に行って、印鑑がないということで、また戻ってこられるということがありましたので、何か、その駐車券の裏にでも言葉を書いていただければ、一回戻らずに済むんじゃないかなと。これは提案ですけども、その考えについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

19番目です。63ページ、特定健診。特定保健指導事業についてでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、新年度から、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発病や、重症化の予防を目的とした、新しい健康診断として、40歳から74歳を対象に、特定健康診査が実施されるということで、これに伴って、摂津市特定健康診査等実施計画策定に向けて、計画案へのパブリックコメントを実施されましたが、結果はどうであったのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、20番目です。同じく63ページ、がん検診事業についてでございます。

乳がん、子宮がんについて、バス検診の回数を大幅にふやすとともに、新たに土曜日を検診日に加え、受診者の利便性を高め、受診率の向上に努められるということでございますが、決算の委員会でもちょっと触れたと思うんですけども、現在までの受診率について、また、目標などをお聞かせ願いたいと思います。

21番目です。65ページの乳児健康診査から3歳6か月児健康診査の各健康診査事業に関してお聞きしたいと思います。

乳児健康診査から3歳6か月健康診査において、受診率をお聞かせ願いたいと思います。

それと、できれば、健診において、例えば、発達障害などの症状が発見されたなどの事例があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、22番目です。68ページ、地球温暖化対策事業についてでございます。

地球温暖化対策エコアクション、環境家計簿の推進につきましては、代表質問でも議論させていただきましたので、市独自の環境家計簿を作成し、さらなる推進をお願いします。ここで、地球温暖化対策事業について、新年度、どのように

取り組まれるのかお聞かせ願いたいと思います。

23番目です。同じく68ページ、鳥獣飼養登録等事務事業についてでございます。

どのように実施されているのか、実績など具体的にお聞きしたいのと、新年度はどのように取り組まれるのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、24番目です。69ページ、葬祭事業についてでございます。

市営葬儀の執行とあります。改めて、この市営葬儀に関しまして、基本的な部分でございますけれども、例えば、霊柩車の使用や火葬の執行等の内容と、メモリアルホール使用、また、使用しない場合の大人の方での使用料金、それと、内訳をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、斎場の使用料、火葬のみを、市営葬儀と一般葬儀別でお聞かせ願いたいと思います。

25番目です。71ページ、ごみ収集処理事業についてでございます。

1点目に、ごみ収集運搬について、業者委託と非常勤職員の方等の割合ですね。過去からの推移と今後の行方についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目に、センター以外で処理をしているごみについて、どのようなごみの種類なのかお聞かせ願いたいと思います。それとあわせて、委託なのか、どこに運搬しているのか、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

26番目です。79ページ、中小企業金融対策事業についてでございます。

市政運営の基本方針では、原油を初めとする原材料価格の高騰を背景に、とりわけ、中小企業では、収益の悪化が生じています。行政として、頑張っている事業所には、市独自の支援策を打ち出して

いきたいと考えておりますとありました。その市独自の支援策とはどのような支援策か。また、広報に掲載されておりましたけれども、大阪府の制度、原油・原材料高騰の特別融資制度について、同じ融資制度なのではないでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

次に、27番目です。80ページの中小企業育成事業についてでございます。

市が指定する研修機関で受講した経営者及び従業員の研修費の一部を助成されることについて、また、販路開拓、取引先拡大に結びつく公的な展示、商談会等への出展費用の一部を助成しますとありますが、この2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

28番目です。同じく80ページ、事業所データベース維持管理事業についてでございます。

広報に掲載されておりましたけれども、星翔高校の学生が市内事業所のホームページを作成した件、どのようなものか、事業所データベースとの関係があるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

29番目です。同じく80ページ、地域就労支援事業についてでございます。

障害者、母子家庭の母親、中高年齢者や若年者などで、働く意欲を持ちながら、就労に際して困難な課題を抱える人々に、就労を実現するための能力開発を目的とした技能講習を実施される、また、求人・求職活動を促す合同就職面接会を開催しますとあります。具体的に、この部分、お聞かせ願いたいと思います。

30番目です。最後です。81ページ、消費生活相談ルーム事業についてでございますが、専門家による多重債務法律相談を月2回実施して、消費生活相談員による事前相談から、誘導、解決に結びつける、また、先ほども、市民相談事業で

聞きましたけれども、自治振興課の市民相談との連携はどうされるのかお聞かせください。

以上で、1回目、終わります。

○安藤委員長 答弁を求めます。

堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、高齢福祉関係のご質問、9番目の、せつつ高齢者かがやきプラン策定事業、それから、14番目の、ふれあい配食サービス委託料、15番目の、高齢者移送サービスの3点をお答えさせていただきます。

障害福祉関係については、小矢田参事の方からお答えをさせていただきます。

まず、せつつ高齢者かがやきプランについてでございますが、要介護高齢者やひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、できる限り、住みなれた家庭や地域で生き生きと暮らせるよう、関係法規の規定により義務づけられました高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に作成をするものでございます。

第3期計画につきましては、平成26年度における本市の高齢者の将来像を想定し、介護予防重点戦略とした長期計画として位置づけますとともに、平成18年度から20年度までの3年間の具体的な事業計画を、できる限り数値化し、お示しをしたものでございます。

平成20年度に策定いたします第4期計画につきましては、平成26年度を目標とした長期計画の中間評価、それから、平成21年度から23年度までの具体的な目標を定めるものでございます。

今後、本市では、計画策定に当たりまして、せつつ高齢者かがやきプラン推進会議委員を委嘱し、さまざまな分野からのご意見をいただき、計画に反映をさせ

てまいります。

第4期計画におきましては、より充実した議論を図るため、これまで、65歳以上の1号被保険者、40歳以上65歳未満の2号被保険者に加えまして、新たに介護保険の認定者を市民委員に委嘱し、公募による委員を2名から3名に拡充する予定でございます。

また、ニーズの把握を目的として、要介護や要支援の認定を受けている被保険者を対象とした調査と、一般の高齢者を対象とした調査、事業所のアンケート調査等を実施するとともに、計画の骨子が固まった段階でパブリックコメントを実施することで、市民の皆様のご意見をお聞きする機会を設け、計画策定に反映させてまいりたいと考えております。

それから、14番目の、ふれあい配食サービスの件でございますが、直近で集計をとったものがございます。平成20年1月現在で、社会福祉協議会を通じて行っております昼食につきましては、19日で1,279食、一日当たり67.3食の平均となっております。

それから、夕食につきましては、安威川以北を（福）成光苑、安威川以南を（福）桃林会にそれぞれ委託をいたしております。

安威川以北の（福）成光苑の実績では、561食、一日当たりの食数の平均で申しますと28.1食、安威川以南につきましては、266食、一日当たりの食数が13.3食となっております。

それから、15番目の高齢者移送サービスについてでございます。

現在、高齢者移送サービスにつきましては、シルバー人材センターに委託をいたしております。軽自動車3台で運用をいたしております。現在の登録者数は、約370人でございます。

それと、無理なく回せているのかということなんですけれども、月曜日の朝など、月に数回はお断りするケースもあるわけですが、できる限り調整をさせていただいて、皆様にご利用いただけるように調整をさせていただいてやっているケースもございます。

それと、費用の改定ということのお問いがございましたが、実は、平成20年10月に、道路運送法の改定がございまして、現行方式の実施が不可能になってまいります。現在の運行方式については、市町村運営有償運送という形で、市が運営する有償の福祉の運送ということでやっておるわけなんです。10月以降は、道路運送法の改正で、現行の体制では運用ができなくなりますので、現時点でのご利用者の方のご不便がないような形での継続を考えて、今後半年間で検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点、社会福祉協議会で移送サービスが何台で実施されているかという問いがあったと思うんですけれども、普通車2台、軽自動車3台の5台で運営をされております。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長

私の方から、1番のバンダバーグ市10周年事業と、5番の犯罪被害者支援事業、それから、18番の施設管理公社の小川駐車場の件についてご答弁申し上げます。

1番のバンダバーグ市10周年事業のスケジュール、計画につきましては、友好都市締結の日が11月9日ということでございますので、本年11月9日に、バンダバーグ市での記念式典を開催されるということでございますので、11月9日の式典に出席する予定で、現在、バンダバーグ市と、日程なり、訪問メンバー

について調整しておるところでございます。

また、バンダバーグ市から本市に訪問されるという日程もございますが、これにつきましても、現在、調整しておるところでございます。

それと、10周年行事の経過でございますが、バンダバーグ市から、今年の12月19日に招待状が参りまして、その招待状の内容としましては、友好都市締結10周年記念式典を、本年11月9日に開催いたしますと、ついでには、市長をトップとした訪問団を正式に招待申し上げますという内容でございました。この招待状の内容を受けまして検討いたしました結果、バンダバーグ市と初めての周年事業という年でありますし、正式な招待状もいただいておりますということから、今後の友好関係を継続する意味から、訪問を実施したいというふうに考えたところでございます。また、今年にも、バンダバーグ市から国際交流協会あてに、10周年の年に摂津市を訪問したいという旨も通知ございましたので、本市での歓迎式典も予定しているところでございます。

それと、今までの活動についてでございますが、バンダバーグ市とは、友好都市の締結後、国際交流協会が主体となりまして、高校生、これは摂津高校なんですけれども、と、バンダバーグ市の高校生とが、隔年での相互訪問をされているということで、市民レベルの民間交流を進めていただいております。

また、平成15年10月に、国際交流協会の設立10周年という年がございましたときには、バンダバーグ市の議員さんなど3名と、中国・蚌埠市も参加ございましたが、市民文化ホールでの式典

とか、多文化フェスティバルというのを開催されました、その中で、中国の胡弓の演奏、それから、英語落語等々の行事もいたしました。

行政交流といたしましては、友好都市締結前に、本市からバンダバーグ市へ訪問はさせていただきました。その後、友好都市締結の平成10年11月にバンダバーグ市から行政訪問をされたところでございます。

次に、5番の犯罪被害者の支援事業の予算の内容でございますが、まず、相談員に係ります賃金、月額14万5,000円ということと、あと、夏・冬の賞与、交通費等でございます。あと、旅費につきましては、相談員研修に参加するための旅費、それから、裁判所等への付き添いの旅費等でございます。

あと、印刷関係では、啓発用のリーフレット、全世帯ということで3万5,000冊を予定しております。それと、役務費につきましては、そのリーフレットの配布手数料でございます。

あと、委託料としまして、日常生活支援委託料として、ヘルパー派遣の分で、社会福祉協議会への委託料としまして、介護の分で、1時間当たり4,020円の1名分の15回分。それから、家事援助としまして、1時間当たり2,080円、これも1名分で15回。それから、保育支援としまして、月額2,080円の、一人分の15回を計上しております。

あと、負担金、補助及び交付金でございますが、相談員になっていただく方の養成講座の受講料の負担金を組んでおります。

それと、扶助費でございますが、犯罪被害者の見舞金ということで、死亡の場合に、30万円の一人分、それから、障害、10万円の5人分ということで組ん

でおります。

それと、住宅支援につきましては、生活保護基準の6万6,000円の6か月分、プラス敷金の20万円の2名分を組んでおるところでございます。

それから、18番の小川駐車場の駐車券でございますが、委員おっしゃったように、総合福祉会館閉館後も、市民文化ホールとか男女共同参画センター、柳田小学校多目的ホール等々、付近の公共施設の利用の方に対する駐車の利用をいただいております。

委員ご質問の駐車券につきましては、できるだけ早い時期に改善をさせていただくというふうに考えております。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 ご質問の2番目、防犯推進事業、3番目、市民相談事業、4番目、市政モニター事務事業、それと、6番目の職員提案事業についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の2番目ですけれども、地域住民の連携を強めて、犯罪の発生しない環境づくりの推進についてでございますが、現在、地域では、校区連合自治会や単位自治会により、自主防犯組織があります摂津セーフティーパトロール隊が11団体結成されておまして、子どもの見守りやその他の防犯活動など、それぞれの地域の実情にあわせた活動を展開していただいております。

セーフティーパトロール隊では、相互の情報交換や、警察署から指導・助言を受け、より効果的な防犯活動を行うために、パトロール隊連絡会議が年2回開催されており、これらの活動に対しまして、地域活性化補助事業などにより、引き続き支援してまいります。

また、防犯協会や警察署等との合同に

よる、春と秋の街頭啓発、毎月11日をひったくり防止デーとする、ひったくり防止カバー取り付けキャンペーンなど、地域住民との連携を図りながら防犯活動を行ってまいります。

昨年6月から、防犯協会のご協力により、青色防犯パトロール車による巡回を実施していただいております、パトロール車の維持管理に要する費用についても、引き続き助成いたします。

さらに、身近な犯罪を防ぐため、広報紙の防犯特集号を発行するとともに、隔月ではありますが、防犯に関するタイムリーな囲み記事を掲載して、啓発してまいりますというふうに考えております。

防犯灯につきましても、さらに増設するとともに、20ワットから36ワットへの照度アップや、ご家庭の門灯を点灯する、一門一灯運動につきましても、自治会のご協力を得て呼びかけてまいります。

続きまして、3番目の市民相談事業についてでございますが、新規事業の多重債務法律相談と、既存の自治振興課が行っております市民法律相談における多重債務相談との関係でございますが、既存の市民法律相談の受け付け時や、電話等での問い合わせがあったときは、その相談内容をお聞きしまして、多重債務の相談であれば、すべて産業振興課が行います消費生活相談ルームへつなぎ、窓口を一本化いたします。消費生活相談員が多重債務について相談者から事前に情報を聞き取り、弁護士または司法書士による産業振興課での多重債務法律相談を受けていただくよう案内することとなります。

それと、ご質問の4番目、市政モニター事業についてでございますが、まず、人選の基準でございますが、一般からの公募及び市民団体からの推薦により選考い

たしております。定数は28人以内となっておりますが、平成19年度におきましては、一般公募が4名、市民団体からの推薦が7名、計11名の方に委嘱しております。

次に、どのような件に対してのモニタリングかについてでございますが、市政全般に対する意見、提案、その他、参考となる事項について、当該年度のモニターの皆様との協議によりテーマを決定していただき、それを提言としてまとめ、市長に提出していただいております。

また、提言とは別に、日常感じておられる要望や苦情について、モニター通信として意見をいただいております。

反映された事例につきましては、平成15年度の、摂津の望ましい公園という提言では、ふるさと公園の植栽が密集しているため、防犯上よくないというご意見に対し、公園みどり課におきまして、剪定や間引きをいたしました。蛇口につきましても、手を離せば水がとまる自動水洗に順次交換し、節水を図っております。

家庭ごみなどが不法投棄されている公園のごみ箱につきましても、地元の同意を得て、順次、撤去いたしております。

平成16年度の交通安全問題では、違法駐車について、警察署への取り締まり強化の依頼や、事業所等への啓発指導を行ってまいりました。

平成17年度の、住みたいまちづくりを求めてでは、大阪府が、滑りやすい歩道を改良しました。また、こども110番の家のプレートが校区によりばらばらであったのが統一されました。

平成18年度の、まちの環境美化につきましては、主に、不法投棄に対する提言をいただきました。この問題は、人としてのモラルによるところが大きく、一

朝一夕には解決しませんが、公園や道路などを管理している部署では、警察署やその他の関連部署と連携しながら対応しており、教育委員会では、学校における環境教育の推進に努めているところでございます。

平成19年度は、市内循環バス、公共施設巡回バスの運行のあり方について、この3月3日に提言をいただきました。現在、担当課において検討しているところでございます。

次に、新年度の取り組みにつきましては、提言をいただく方法やテーマは、従来どおり、モニターの皆様との協議し、決定していただきたいというふうに考えております。

一般公募の応募が少ないため、過去にモニターになっていただいた方の掘り起こしや、モニターに適した方を紹介していただくなど、人数をふやしていきたいというふうに考えております。

それと、ご質問の6の職員の提案事業についてでございますが、AEDの使用目的につきましては、自治会やその他の団体が行う事業の際、何らかの原因で参加者の心臓発作が発生した場合、救急車が到着するまでの間、救命措置を行う一手段として、市内の団体などに貸し出すことを目的としております。貸し出しは、本年4月1日からとし、4月1日発行の広報紙で、市民の方にお知らせします。また、自治連合会の総会時など、機会があれば周知いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

老人会やこども会、体育協会などの団体を所管する部署についても、AEDの貸し出しについてPRするよう依頼してまいりたいというふうに思っております。

○安藤委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 私の方から、7

番、8番のご質問に対してご答弁を申し上げます。

市民課では、外国人登録法に基づき、法務省の指導のもと、外国人登録事務を行っております。

まず、ご質問の、新規登録申請や、16歳になったときの切り替え申請など、どのような申請があるかについてでございますが、大きく分けて3種類の申請がございます。

一つ目は、新規登録申請です。

これは、入国、出生、居住地において初めて外国人登録をする申請でございます。外国人登録が済むと、16歳以上の方に対しては、カード型の外国人登録証明書、16歳未満の方については、折り畳み型の外国人登録証明書を交付します。

二つ目は、変更登録申請でございます。

これは、外国人登録をした後に、登録事項に変更が生じるときにする申請でございます。具体的には、転入・転居、世帯主変更、在留資格、在留期間変更申請等がございます。

最後に、三つ目でございますが、外国人登録証明書の切り替え申請でございます。

これは、外国人登録者に対し、外国人登録証明書の切り替え期間を指定しており、この期間内に申請していただきます。

先ほどのご質問にありました、16歳に達したときにする申請が切り替え申請に当たります。

以上のおのおの申請は、外国人登録法により、申請期間、申請者等を定められております。

続きまして、市民サービスコーナーでの取り扱いについてのご質問でございますが、現在、市民サービスコーナーの業務の一つに、外国人登録原票記載事項証明書の発行がございます。しかし、新規

登録、変更登録、切り替え申請等の受け付け業務は行っておりません。といいますのも、外国人登録申請の受け付けは、外国人登録原票による確認作業、外国人登録証明書の記載等をするため、外国人登録原票を保存・保管している本庁のみということで、今、サービスコーナーでは行っておりません。

それと、北摂市会での協議内容などございますが、各市でいろいろな問題が起こります。その交流ということで、その時点、時点で起こった問題、それを北摂市会の中で実際に検討していくと。その上の団体ですね、大阪府の外国人登録事務協議会、それから、全国協議会という形に上がっております。16歳とか特別永住者についても、今、その会議で問題になっております。

次に、8番目の分でございます。

戸籍のコンピューター化の本格稼働後、具体的にどのような市民サービスの向上を検討されるかというご質問でございますが、一つとして、戸籍の届けから証明発行まで、現在では1週間から十日ほどかかっております。そのものが、一日、二日の期間で発行が可能になります。また、相続絡みの戸籍なんですけど、現在戸籍から過去にさかのぼっていく戸籍までの時間が大幅に短縮される。一発検索で、現在戸籍から除籍とか原戸籍とか、そういうものがすべて検索されて、証明発行までの時間がかなり短縮されるということでございます。

あと、戸籍証明の発行が市民サービスコーナーでも可能となりますけれども、戸籍は、人が生まれてから死ぬまでの身分関係を公証するものであり、個人情報最たるものだと思っております。それですので、本庁で実際に本格稼働して、その後、じっくりと考えて、セキュリティー

面ですね、そういうものを考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 25番のごみ収集処理事業の2点についてご答弁させていただきます。

まず、1点目の業者委託と市の職員との割合と今後の行方、これは、多分、委託の行方で解釈させていただいてよろしいでしょうか。

まず、市の職員と委託業者の割合でございますけれども、まず、収集体系からいきますと、可燃ごみ、不燃ごみ、資源、臨時とございます。業者に委託させていただいておりますのは、可燃ごみ、それから不燃ごみ、それから臨時ごみがございます。これは、あくまでも世帯数に応じた契約の中で行っております、世帯数から申し上げますと、委託業者の割合では、約25%から26%の割合になっております。

今年19年7月に、ペットボトルの収集も、市の直営の収集から業者に委託しております。

今後の委託についてのあり方ということでございますけれども、今現在、随意契約を行っておりますけれども、23年度に向けまして、入札という方式を予定しております、その23年度に向けまして調整しているところでございます。

それから、2点目の環境センター以外のごみの種類と、それから、委託化、それと、どこに運搬しているかということでございますけれども。

まず、環境センターでの持ち込みは、もちろん可燃ごみでございます。それから、資源ですね、缶、びん、ペットボトルにつきましては、リサイクルプラザの方へ搬入いたしております、それ以外

の不燃ごみ、燃えないごみを、これは、最終的には大阪湾の広域臨海環境整備センターの方へ、最終処理ということで搬入いたしております。その間に、もちろん、破碎、それから、選別によりまして、再度、環境センターへの可燃ごみの搬出とか、それから、大阪湾の臨海センターの方に持っていく、その業者の委託を2社で行っております、それが中間処理場への搬出委託ということで契約させていただいております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、私の方から、19番の質問事項の、特定健診。特定保健指導の実施に伴います摂津市の特定健康診査等実施計画案に対するパブリックコメントの結果についてということでお答えさせていただきます。

パブリックコメントの結果、市民の方1名から、3点についてのご意見がございました。

その内容といたしましては、まず、1点目が、これまでの市民健診と今回の特定健診のどこが変わるのかということでございます。

そして、2点目のご意見が、これは、特定健診とは直接かかわらないんですが、これまで行われているがん検診や肝炎等の検査などが、これからどういう形になっていくのかというようなご意見でした。

そして、3点目については、特定健診。保健指導について、医師や保健師などが生活指導を行っていく上で、これらの項目でよいのかどうかというところについての意見がございました。

なお、回答につきましては、今後、ホームページの方で載せていく予定なんですが、今回、特定健康診査及び特定保健指導の実務部分の担当といたしますか、させていただきます健康推進課の福永次長の方

から、回答部分についてはお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○安藤委員長 特定健診の指導の中身について、福永次長。

○福永保健福祉部次長 野村課長のお答えに続きまして、内容についてご説明させていただきます。

2番目の市民として、今まで実施されてきたがん検診や肝炎の検査がどうなるのか、費用はどうなるのか、75歳以上の人の検診はどうなるのかというようなことへのご質問がございましたので、そのご回答といたしまして、各種がん検診は、これまでよりも実施回数を充実し、対象者や受診費用につきましては、下表のとおりですというようなことで、現状のご説明をさせていただいております。

それから、肝炎検査につきましても、これまでと同様で、検診と同時に受診していただくものについては無料でいけるということで、対象者も、40歳以上75歳未満の方で、これまでに肝炎検査を受けたことがない方ということで、そのようなご回答をさせていただいております。

75歳以上の方の検診は、20年4月から始まる後期高齢者医療制度の中で対応していただけるというふうに聞いていますということもお答えさせていただいております。

それから、3番目の医師や保健師など、医療職者が生活指導する上で、これらの項目でよいと考えておられるのかというご質問に対してなんですが、実は、国の方が決めております特定健診の内容に加えまして、摂津市では、これまで市民健診でやりました血液検査等の項目の幾つかを追加で実施するという方向性を決めております。

この追加実施の内容につきましては、

医師会とも協議の上で、特定健診で対象となりますメタボリックシンドロームのみではなく、例えば、腎不全等の早期発見、市民の健康を保持・増進する上で必要な項目ということで決定させていただいているところでございます。

次に、20番目のがん検診の受診率、現状と目標はということでございますが、まず、18年度の胃がん検診の受診率が10.6%、大腸がんが11.3%、肺がんが13.3%、子宮がんが6.2%、乳がんが8.1%という現状でございます。

20年度は、今、特定健診のところでも申し上げましたように、受診回数増の予算を計上させていただいておりますが、それぞれできるだけ、13から15%の受診率を確保できるようにと考えております。

次に、21番目のご質問の乳幼児健診や3歳6か月健診の受診率の現状と、発達障害等の発見事例があればというご質問でございますが、まず、4か月健診の平成18年度の受診率が98.3%、それから、1歳6か月健診が95.1%、3歳6か月健診が70.3%というのが現状でございます。

ちょっと3歳半健診の受診率が低いので、今年度、受診率向上のための取り組みをいたしまして、今、年度途中ではございますが、75.6%の受診率に上がってきております。今後も、この受診率向上の取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、発達障害の発見事例があればということでございますが、ちょっと個人の事例を申し上げるのははばかられますが、4か月健診におきましては、例えば、股関節脱臼等、あるいは心雑音等の身体面での、場合によりましては障害

だとか、それから、経過観察の必要なお子さんを発見しているという状況でございます。

1歳半健診におきましては、例えば、歩行の遅延だとか、身体面での発達遅延も含めまして、精神面での発達遅延、あるいは自閉傾向のお子様への支援等、身体面と精神面と両方での支援の必要な方の発見と申しますか、対象者の発見がメインでございます。

それから、3歳半健診におきましては、主に精神面での発達遅延、それから、高次脳障害等の発達での問題を抱えたお子さん、あるいは注意欠陥多動障害、広汎性発達障害等々のお子さんの発見がございまして、その後の支援を開始しているという次第でございます。

○安藤委員長 小矢田参事。

○小矢田高齢者障害者福祉課参事 それでは、ご質問の10番、11番、12番、13番についてご説明させていただきます。

まず、10番の障害者施策推進協議会事業についてですが、障害者施策推進協議会は、学識経験者や障害者関係団体などの代表者、関係行政機関の職員などで構成されておりまして、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項であったり、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議することを目的として設置されています。

20年度におきましては、第2期障害福祉計画を策定する年度であるため、主にこの計画の策定について審議していただく予定です。

また、あわせて、第1期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、次期計画に反映させていく施策を協議していただきます。

次に、番号が飛びますけれども、12

番の障害福祉計画策定事業についてでございますが、第2期障害福祉計画策定に当たりましては、障害者自立支援法の中に計画を定める場合は、住民の意見を反映させることとなっていることから、アンケート調査を実施します。それによりましてニーズの把握を行います。そのアンケート結果や障害者団体の方へのヒアリング及び第1期計画の進捗状況を踏まえて、障害福祉サービスの必要量の見込みや必要な見込み量確保のための方策などを計画に盛り込んでいく予定です。

次に、11番、就業・生活支援拠点整備事業についてでございますが、この就業・生活支援センターといいますのは、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対して、就業面での支援や生活習慣や日常生活の自己管理などの生活支援を行っていくことを目的としています。

18年度の実績としましては、実績が18年度になるんですけども、利用者の相談者数としまして、合計168名、そのうち摂津市の方が54名、茨木市の方が114名となっています。

あと、就職の状況としまして、施設実習に行かれた方が、合計11名中、摂津市が8名で、茨木市が3名です。職場実習に行かれた方が、摂津の方が5名、就職された方が合計35名中、摂津市の方が9名、茨木市が26名というふうになっております。

20年度の事業内容としましては、引き続き、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者の方に対して、センター窓口での相談や、職場や家庭訪問等により指導とか相談を行って、障害者の就業生活における自立を図っていくことを実施していきます。

次に、13番、地域生活支援事業の中

の日常生活用具についてでございますが、この20年度から追加された品目について説明させていただきます。

まず、携帯用会話補助装置ですが、これについては、対象者の拡大ということになっております。現行、学齢以上の方で、身体障害者のうち、音声言語機能障害、または肢体不自由者の方のみが対象となっておりますが、20年度につきましては、3歳以上で障害者手帳所持者の方で、発声とか発語に著しい障害を持っておられる方を対象としています。これは、20年度におきましては、身体障害に限らず、知的障害のある方も対象としております。

具体的には、障害特性で、言語によるコミュニケーションをとるのが苦手とされている自閉症児の方ですね、この方を対象としております。具体的には、この携帯用会話補助装置といいますのは、絵や文字カードなど、ボードメーカーというものにそれが入っておりまして、そのボタンを押すことによってコミュニケーションをとることができるものです。

次に、パソコン入力サポート機器でございますが、これは、視覚または上肢に重度の障害のある方がパソコンを使用する際、画面を音声化するソフトをアプリケーションソフトといいます。また、大型キーボードを入力サポート機器といいまして、その購入費を助成するものでございます。

これは、18年度までは、大阪府の障害者情報バリアフリー化支援事業の中で実施されておりましたが、この日常生活用具が市町村事業になったことから、20年度から、摂津市でも、そのパソコン入力サポート機器についても助成することにしたものです。

○安藤委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、質問番号24番目の葬祭事業に係ります市営葬儀の内容等につきましてご答弁申し上げます。

まず、市営葬儀の内容でございますが、通常、まず、ご自宅での納棺から市営葬儀というものが始まります。これは、ご遺体に仏衣を着せ、ひつぎにお納めをし、それにドライアイス当てる。そこまでが、一応、市営葬儀の内容の中身の納棺というところでございます。

このときに必要なひつぎあるいはご位牌、枕飾りといった物品関係も、あわせてその場でご提供する。これも市営葬儀の内容の中に入っております。

次に、葬儀、告別式ということになるわけですが、これには、祭壇の飾りつけと式次の執行がございまして。祭壇の飾りつけ2名、式次の執行で2名ということ市営葬儀の内容といたしております。

それと、次に、霊柩車での葬送がございまして。これには、喪主様のご希望により、よく通常の特別装飾をしております霊柩車と、希望によりまして、国産車を基本とした簡易なバン型の霊柩車の二種類をご用意させていただいております。

最後に、別府斎場での火葬及び集骨を行います。ここの集骨までが市営葬儀の内容ということになっております。

次に、その種類と種別ごとの使用料でございますが、まず、メモリアルホールで葬儀をおやりになりますと、「カトレア」と「アイリス」という二種類がございまして。使用料は、カトレアで、全部含めまして20万4,000円、アイリスで17万4,000円でございますが、この違いといいますのは、祭壇わきの花飾りと申しますが、祭壇飾りの供花一対

があるかないかといったところが主な違いでございます。

次に、メモリアルホール以外での自宅や集会所での市営葬儀でございますが、これには、「ゆり」と「きく」の二種類がございます。使用料は、ゆりで21万9,000円、きくで13万2,500円となっております。これ、いずれも大人の料金でございます。

この「きく」と「ゆり」の違いは、祭壇飾りの違い、あるいは式次職員の一部に差があるということでございます。

これまで申しました、「カトレア」からの料金は、霊柩車に、先ほど申しました、特別装飾車をご用意させていただいたときのものでございまして、バン型の国産車を基本とした霊柩車をご利用になったときの使用料金は、それぞれの使用料金から1万3,900円を差し引いた使用料ということになります。

最後に、別府斎場での火葬使用料、斎場使用料でございますが、市営葬儀では、それぞれの使用料の中に、火葬料5,000円が含まれております。これを、一般葬儀で行いますと、私ども、政策的な目的、市営葬儀を推進するということから、格差をつけております。斎場のみを使用する場合の火葬料金は1万5,000円という価格設定をさせていただいております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係る2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、22番の温暖化対策事業の今年度の取り組みについてでございますが、さきの代表質問の答弁でもございましたように、運輸、産業部門の温室効果ガス排出量の増加が著しく、特に、家庭など民生部門の削減を意識しております。平成15年度より継続実施しておりますせ

つエコアクション、すなわち、市民や市の職員が、家庭でCO2削減に取り組む環境家計簿事業の参加者の拡大を、本年度においても充実を図ってまいりたいと考えております。

また、委員もご要望されております、家計簿シートを記入のしやすい、エコライフに役立つ参考事例も取り入れた、本市独自のオリジナルの家計簿シートを作成する予定でございます。

家計簿事業以外では、ヒートアイランド対策として、17年度より実施しております、打ち水大作戦の市民団体との共同実施、また、環境教育学習、市民団体や事業者の皆様との協働による環境フェスティバル等のイベント時におきまして、多くの市民が環境問題、地球温暖化問題に関心を持っていただけるよう、機会あるごとに呼びかけを考えております。

また、本市では、全公共施設を対象としました、温室効果ガスの排出抑制等のための2期目の実行計画、せつつエコオフィス推進プログラムⅡを作成し、種々の省エネルギー対策を進めてまいりました。

今後も、推進プログラムⅡを実効性のあるものにするには、何より、全職員一人一人が、常日ごろから、環境に配慮した取り組みを意識し、実践することが重要であると私も考えており、職員の環境保全との意識向上を図るため、年一回は環境問題に関する研修会を開催してまいります。

今後におきましても、引き続き、省エネルギー、省資源に向け、全庁挙げてのオール摂津で取り組んでまいりたいとは考えております。

次に、23番、鳥獣飼養登録等事務事業の実施方法や実績などについてでございますが、この事業は、19年度4月1

日より、大阪版地方分権推進制度に基づきまして、市町村に2種類の事務が権限移譲されました。

一つ目は、鳥獣の捕獲等の許可等に関する事務でございまして、これは、鳥獣保護法では、鳥獣及び鳥類の卵の捕獲等は、原則禁止でございますが、カワウ、ライサギ、オサラギ、カワラバト、イタチのメスなどの有害鳥獣による生活環境、農林水産または生態系に係る被害の防止の目的で捕獲等を行うものでございます。

二つ目は、鳥獣の飼養の登録事務等に関する事務でございまして、これは、法の規定による大阪府の許可を受けて、捕獲した鳥獣のうち、狩猟鳥獣及びそのひな以外の鳥獣を飼養しようとする場合に必要な登録に係る事務でございます。

なお、愛がん目的での捕獲は、国の基本指針及び大阪府鳥獣保護事業計画では、19年度4月からはメジロのみに限定されております。

簡単に登録事務等の流れについてご説明申し上げますと、メジロの新規種を登録の手続では、まず、大阪府知事の捕獲許可を受けまして、捕獲したメジロを、申請者本人が持参する。それで、鳥獣狩猟登録申請書の提出をいただき、事務手数料の3,400円を納付していただきまして、メジロに足環を装着した後、飼養登録票を交付いたすものでございます。この登録票の有効期間は1年間で、次年度は更新手続が必要でございまして、新規同様、事務手数料の3,400円が必要となります。

19年度の実績でございますが、新規登録の申請は4件、更新登録は3件、メジロが逃げたための放出届けが1件となっております。

新年度の取り組みについてでございますが、有害鳥獣の捕獲などの相談に対応

するため、今年度は、イタチ用の小動物捕獲機を購入する予定でございまして、貸し出し等の対応も図ってまいりたいと考えております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こども育成課に係ることにつきましてご答弁させていただきます。

16番目、摂津市次世代育成支援行動計画策定事業についてでございますが、17年度にこの計画を策定いたしまして、計画の進捗状況について、毎年取りまとめを行い、推進協議会で検討をしていただいた上、公共施設などで市民の方に公表してきております。

今のところ、目標値につきましてはほぼ達成する見通しとなっております。

後期計画を21年度に策定するということになっているわけでございますが、この策定に向けまして、20年度につきましては、子育て支援施策等に対するニーズ調査を行う予定にしております。このニーズ調査につきましては、前回の調査とほぼ同程度のものを見込んでおりまして、就学前児童、小学校児童の世帯に対して行っていく予定にしております。

具体的なことにつきましては、また協議会にお諮りしながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

実際に利用されている方、また、提供している方、その双方の意向を調査しながら、実態に応じた形で、より計画策定に向けて、安心して子どもを産み育てられるような計画策定を行っていくつもりにしております。

17番目、児童虐待防止キャンペーン事業についてでございますが、まず、先に、オレンジリボンキャンペーンについて少しご説明をさせていただきたいと思っております。

このオレンジリボンキャンペーンは、2004年に栃木県の小山市で、幼い兄弟が、何度も、同居している父親の友人から暴行を受けた末に、川に投げ込まれて命を奪われるという痛ましい事件が起きました。その事件を契機といたしまして、小山市の方から、子ども虐待防止を目指してオレンジリボンの運動が始まったということがございます。

2006年からは、児童虐待防止全国ネットワークがこの運動を全国的に広めようということで活動を始めまして、2007年には、厚生労働省の方が、広くこのキャンペーンを推進してきたということで、大阪府でも、昨年の11月には、オレンジリボンキャンペーンが大きく取り組まれてきているところでございます。

摂津市におきましても、20年度には、このオレンジリボンのキャンペーンに取り組みたいというふうに考えております。

具体的には、駅前ですとか市役所、あるいは子育てのイベント、親子ランドやさまざまなイベントにおきまして、オレンジリボンや児童虐待防止のチラシを配布し、子どもに関心を、また、子育てに関心を持って子育て支援を進めることで、虐待を未然に防いでいきたいと思いますというのを広く訴えていきたいというふうに考えております。

この取り組みにつきましては、虐待防止連絡会を中心といたしまして、子育て支援ネットワーク推進会議や、子どもと子育てに関係する関係機関、団体で連携をして、広く取り組んでいきたいというふうに考えております。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 それでは、産業振興課にかかわります5点のご質問についてご答弁申し上げます。

26番、中小企業金融対策事業におけ

る市独自の支援策についてと、府特別融資制度との比較等についてでございますが、本市の事業資金融資事業は、これまでも1.2%の低利を維持しながら、保証料の全額補助に加え、自治体でも取り組みの少ない、利子の2分の1補助を堅持してまいりましたが、今回、新たに運転資金の融資期間を、1年延長の4年とし、経済の血液と言われます資金繰りの安定化を図ってまいりますのでございます。

続きまして、府の融資事業におきましても、原油・原材料高騰対策特別資金が、この3月31日まで、売上原価に占める原材料費が20%を超えるなどの諸条件を満たしている事業所に対し、無担保で8,000万円まで融資が受けられるようになっておりますが、利率の1.8%や保証料の補助は一切なく、今回、本市の融資事業の支援拡大策は、新たな条件も設定しないなどの面からも、性質の異なる施策と判断しております。

27番の中小企業育成事業における研修費補助と展示会出展補助についてであります。まず、研修費補助ですが、市が指定する研修機関で受講した経営者並びに従業員の研修料を、上限5万円とし、2分の1を補助するもので、これまでのポリテクセンター関西から、20年度よりは、夜間や土・日の研修も行っております府立の高等技術専門学校の守口校、東淀川校での研修も対象に加えてまいります。

出展補助でございますが、これは、大阪府や独立行政法人中小基盤整備機構等が主催・後援する総合展示商談会や見本市に出展する際の経費の一部を補助するもので、これも、上限5万円に出展料の2分の1を補助するものであります。

28番、今回の星翔高校による市内事業所ホームページ作成と、事業所データ

ベース維持管理事業の関連性についてですが、平成15年に、工業系の実態調査を実施し、その集約を行い、現在、市のホームページ上の摂津市事業所ネットで公開しております。

このネットは、市内中小零細事業所、それぞれが有する技術の情報を発信し、新たなビジネスチャンスに結びつけることを目指すものでありますが、その核となりますのは、各事業所のホームページであり、このネットは、あくまでも目次的な役割を果たすものであります。しかし、現在、609社中、ホームページを有しております事業所は208社で、真の情報発信には至っておりません。

このような中、昨年8月22日に、本市と星翔高校、商工会が地域連携協定を締結し、その取り組みの一つとして、星翔の生徒が中心になり、登録事業所の中でホームページを持っていない事業所のホームページづくりの作成を依頼いたしました。生徒が事業所を訪問することにより、身近で労働現場に触れられるという就労体験にも通ずるところもあり、3年生の中で、進学にめどがついた生徒を中心に、先般の広報に掲載されましたとおり、2社を訪問し、作成に至ったところであります。

29番の地域就労支援事業における技能講習と就職面接会についてでございますが、まず、技能講習でございますが、働く意欲を持ちながら、就労に結びついていない人を対象に、就労に結びつくさまざまな資格を取得する能力開発講座を開催するもので、昨今の就労で、雇用の大前提と言われますパソコン講座を、昨年に引き続き開催いたしますとともに、運輸・流通業が集中する本市の地域特性をかんがみ、初めて、フォークリフト運転技能講習を行いますとともに、現在、

就職フェア等で求人が多く求められております医療事務講座を開催する予定であります。

続きまして、面接会でございますが、昨今、売り手市場と言われておりますものの、新卒者が中心で、かつ大企業が多くを採用し、就職氷河期の若年者にとりましてはまだまだ厳しく、あわせて、中小企業も人材確保に苦勞しておりますことから、引き続き、ハローワーク茨木管内の3市1町の合同で開催してまいります。

20年度は高槻市が開催地でありますので、本市の多くの事業所を送り込み、雇用の創出に結びつけてまいります。

30番、多重債務無料法律相談の内容と、自治振興課内の市民相談との連携についてであります。まず、相談につきましては、専門の弁護士によります相談が月2回、専門の司法書士によります相談を月1回、それぞれ産業振興課内相談室にて、1回3時間の相談時間を午後1時30分から午後4時30分まで設ける予定であります。そして、3時間の間で4人、一人45分の相談時間にて、新年度の6月から開設を考えております。

続きまして、自治振興課内市民相談との連携についてであります。無料相談は、一人45分と設定しており、これは、大阪府や弁護士会が行っております相談時間の30分より長くっておりますものの、十分とは言いきれません。そこで、相談者には、前もって、本市の消費生活相談員が事前に面接をし、債務整理の方法の説明や債務内容の整理を行ってから引き継ぐことを原則といたしますので、多重債務相談は、基本的に産業振興課一本とし、自治振興課内市民相談で申し込みがあっても、すべて消費生活相談員へ誘導していく体制をとってまいりたいと考えております。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(正午 休憩)

(午後1時 再開)

○安藤委員長 再開します。

南野委員。

○南野委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目のバンダバーグ市友好都市締結10周年記念事業についてでございます。

さらに1点だけお聞かせ願いたいと思います。

友好都市の目的は、文化や産業など幅広い分野における友好交流を通じて、国際感覚を養う市民とまちの国際性の向上を図るとありますが、今までの友好活動などでどのような実績があったのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

2番目の防犯推進事業についてでございます。

ことしに入って、空き巣や侵入強盗に遭ったという声を市民の方から何件か聞いておりまして、また、昨年年末には、正雀一津屋線ですか、ちょうどライフのあたりなんですけれども、ずっと電信柱に、ひたたくり防止の啓発の巻きつけ看板ですかね、あれを、ずっと、これでもかいうぐらいつけておられたんですけれども、大阪府警の犯罪発生マップで、本市における犯罪発生状況を確認しました。地図で載ってたんですけれども、本年1月から3月までで、ひたたくりや路上強盗あるいは盗難や侵入など数件発生してございました。わかる範囲で結構ですので、ここ数年の本市における犯罪状況を掌握しておられたら、お聞かせ願いたいと思います。

それと、次に、3番目の市民相談事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、わかりました。さらに連携をしていただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。これは要望としておきます。

それと、次に、4番目の市政モニター事務事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、わかりました。非常に大事な事業であると認識いたします。さらなる充実と、多くの市民の方の声が市政に反映されるよう、よろしくお願いいたします。要望としておきます。

それと、次に、5番目の犯罪被害者等支援事業についてでございますけれども、ご答弁いただきまして、わかりました。どうか、基本法及び国の基本計画に沿って、総合的に施策を推進する観点から、地域全体で犯罪被害者等の視点に立った施策の実施を図っていただき、被害者が被害を受けてから、再び平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れなく支援を行っていただきますよう、これも要望としておきます。

6番目の職員提案事業についてでございます。

AEDに関しましては、多くの市民の方が使いこなせることに意義があると存じます。さらに受講の促進を図っていただきますようお願いいたします。要望としておきます。

次に、7番目の外国人登録事務事業についてでございますけれども、先ほどご答弁いただいたんですが、間違っておりますら訂正をお願いしたいんですけれども、切りかえ申請の場合、16歳に達したときの切りかえ申請は、30日以内に本人が来庁しないとイケないということ認識してるんですけれども、ただ、16歳となりますと高校生でございますので、クラブ等学校もありますし、土・日しか来れないという場合、どうしてもこちらへ来れないと。デリケートな部分ですけれども、そういう場合に、本市で

はどのような取り組みをされておられるかを、ご答弁、よろしくお願いいたします。

次に、8番目の市民サービスコーナー事業についてでございますけれども、ご答弁いただきまして、わかりました。どうか、さらなる市民サービスの向上をお願いいたします。要望としておきます。

次に、9番目のせつつ高齢者かがやきプラン策定事業についてでございます。

長期的視点に立って、今後の本市実情にあった高齢者福祉施策及び介護保険事業を、より効果的かつ効率的に推進するために、第4期せつつ高齢者かがやきプランを策定されるよう、お願いしておきます。これは要望としておきます。

次に、10番目の障害者施策推進協議会事業についてでございます。

だれもがその人らしく安心して暮らせる、自立支援と共生のまちの実現を目指して取り組んでいただきますようお願いいたします。要望としておきます。

次に、11番目の障害者就業生活支援拠点整備事業についてでございますけれども、障害者の方が、就業生活において自立を図れるよう、さらなる地域の関係機関との連携の拠点になっていただき、また、障害者の方が身近な地域において、就業面及び生活面において一体的な支援を行えるようお願いいたします。さらに多くの方が就労につながりますようお願いし、要望としておきます。

次に、12番目の障害福祉計画策定事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、わかりました。だれもがその人らしく安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくりを目指して、さらなる支援の充実をお願いいたします。これも要望としておきます。

次に、13番目の地域生活支援事業に

ついてでございます。

時にあった取り組みであると思います。障害者の方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえて、地域の実情に応じた柔軟な事業を実施されるようお願いしておきます。これも要望としておきます。

それから、次に、14番目のふれあい配食サービス委託料についてでございます。

私も、これ2回ほどふれあい配食の試食をさせていただいたんですけども、なるほど、栄養バランスを考えてるなと思いました。

ふれあい配食サービスを利用されている人から、市民の方からいろいろな声をいただいております、人それぞれ好き嫌いがあると思いますが、一回、この時点でアンケート調査など実施されてはどうでしょうか。もう実施されてるかもしれませんが、業者さんも考えてつくっていただいていると思いますが、既に考えてつくっていただいていると思いますが。

この点、どうでしょうか。アンケート調査についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、15番目の高齢者移送サービス事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、わかりました。

さらなる充実を図っていただきまして、無理なく利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

次に、16番目の次世代育成支援行動計画策定事業についてでございます。

子育てに喜びを感じ、次世代を担う子どもとともに育つまち摂津を目指して、よろしくお願いいたします。

子育て支援の観点からお願いしておきたいんですけども、これは、大阪府のしてるやつですけども、まいど子どもカード、これは、ホームページとか広報せつつでも掲載していただいで、市民の方に周知をしていただいていると思うんですけども、例えば、こども育成課さんになるかなと思うんですけども、このチラシ等、もし窓口に来られた方、いろいろな手続で窓口に来られると思うんですけども、もしあるんでしたら、手渡しで渡していただけたらなと思います。これも要望としておきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、17番目の児童虐待防止キャンペーン事業についてでございますけれども、本市におきましては、こんにちは赤ちゃん事業など、先駆けて実施していただいております。訪問を通しての虐待防止などを行っていただいておりますけれども、このキャンペーン事業につきましては、さらに啓発・広報等においても頑張っておこないますよう、これも要望としておきます。

次に、18番目の摂津市施設管理公社委託事業についてでございますが、どうか、駐車券の改定をお願いします。ちょっとした工夫なんですけれども、市民の方の目線改善をよろしくお願ひいたします。これは要望としておきます。

次の、19番目の特定健診・特定保健指導事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、わかりました。

健診率の向上がまず大事であると考えますので、よろしくお願ひいたします。これも要望としておきます。

次に、20番目のがん検診事業についてでございます。

このがん検診においても、本当に受診率向上が大事であると認識いたします。

より一層の充実・強化をお願いし、要望としておきます。

次に、21番目の各健康検査事業に関してでございますけれども、近年、この健診においては、さまざまな観点から議論をされているわけですけども、発達は、早期発見・早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応がおけると、それだけ症状が進むと言われてます。また、就学前で発見されても、事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子どもの就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状であります。

本市におきましても、一つの今後の課題であると認識いたしますが、例えば、3歳児健診から就学前までの5歳児健診の実施について、どのように考えておられるのか、この点をお聞かせ願ひたいと思います。

次に、22番目の温暖化対策事業についてでございますけれども、さらにお聞きしたい点があります。

環境省は、二酸化炭素、CO₂の排出削減のために、エコポイントの普及を推進する制度を、来年度の新規事業として予算化いたしました。

エコポイントは、省エネ製品の購入や公共交通機関の利用など、環境に配慮した行動をするとポイントがたまり、後で他の商品購入などに使えるというものです。

南千里丘まちづくりにおいても、温室効果ガス削減のクレジット制度を導入される予定ということでございます。環境に優しいまちづくりを進めるために検討されてはいかがでしょうか。

この点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、23番目の鳥獣飼養登録等事務事業についてでございますけれども、ご答弁いただきまして、よくわかりました。

この際、聞いておきたいんですけれども、近年、野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴いまして、農村・漁村では、鳥獣による被害が深刻化、広域化するとともに、人身被害も発生するなど、農村・漁業を初め住民の暮らしが脅かされている状況にあります。

この問題は、地域の特性、実情などが関係してくると認識いたしますけれども、本市においては、ハトやカラスの被害を市民の方から何度か聞きましたが、どのような被害が寄せられているのか、被害に対しての対応、対策などにどのように取り組まれているのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、24番目の葬祭事業についてでございますけれども、それぞれの料金に関しましてご答弁いただきました。

その中で、斎場使用料に関しましては、大人の方で、市営葬儀では5,000円で、そうでない一般葬儀では1万5,000円であるということであります。例えば、さまざまな事情で、市営葬儀、いわゆるセットでの料金が本当に厳しい方に対しての料金設定を設ける必要があるのではないかと考えますが、極端な話、費用の面で、中には火葬のみでというケースもあると認識いたしますが、この点、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、次に、25番目のごみ収集処理事業についてでございますが、1点目についてはわかりました。

それから、2点目のついて、さらにお聞きしたいんですけれども、近畿の自治体が、廃棄物処理地として大阪港を埋め

立てる、先ほど、課長からも答弁あったんですけれども、大阪港のフェニックス計画の事業スキームが事実上破綻し、埋立地の護岸工事を担当した大阪市など4自治体の負担した、総額約2,050億円が回収できない可能性が高いと。廃棄物処理法改正で、ごみでつくられた埋立地の一部に工場建設ができなくなり、売却が困難になったためと新聞の方に記載されておりました。

この影響で、十数年後に必要になる、次期処分場もめどが立たないのが現状。都市部のごみの処分場を確保するため、事実の枠組みの見直しが緊急の課題となっております。

また、ごみを排出するすべての自治体で、分担・負担する仕組みづくりが必要であるとありました。

この件に関して、何か聞いておられたら、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、26番目の中小企業金融対策事業についてでございますけれども、さらに聞いておきたいんですけれども、本市において、どれくらいの企業が融資制度を利用されているのか。申請をされたが通らなかった事例などはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、27番目の中小企業育成事業についてでございますけれども、さらにもう1点お聞きします。

新規事業の展示商談会の内容を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、28番目の事業所データベース維持管理事業についてでございますけれども、平成19年度にこの取り組みを行ったということですが、新年度に向けて、どのような取り組みをされるのか、決まっておれば、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

その次に、29番目です。

地域就労支援事業についてでございますけれども、合同面接会はわかりました。広域での開催は、多くの人材と事業所のマッチングが期待されますので、摂津市の多くの事業所が参加されますよう、よろしく願います。

もう1点、技能講習で、初めて開催されるフォークリフト運転技能講習と医療事務講座の詳細を、具体的にここでお聞かせ願いたいと思います。

最後に、30番目ですけれども、消費生活相談ルーム事業についてでございます。

この際、聞いておきたいんですけれども、例えば、本市の消費生活相談ルームに相談に来られて、明らかに多くの市民の方から同じ件での相談があれば、自治会などを通してスピーディーな情報の発信はできないものかと考えます。

この点についてお聞かせ願いたいと思います。

以上で、2回目、終わります。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 質問番号1番目のバンダバーグ市の交流の今までの活動の実績ということでございますが、先ほどのご答弁で申し上げましたように、国際交流協会が中心となりまして、高校生を中心とした交換留学というような形で民間交流をしていただいております。

過去10年間の実績では、訪問回数が5回で、94人の学生、父兄も行っております。

また、バンダバーグ市から来られているのが過去4回で、54人というようなことで、相互理解を深めていただいているかなというふうに思っております。

それと、また、以前にも、たしか16年ぐらいだと思っておりますけれども、バン

ダバーグ市で日本庭園をつくりたいというようなことで話がございまして、何か日本的なものはというようなことで、庭園に灯籠というような形で、日本庭園に置かせていただいたと。これは、国際交流協会の費用も負担していただく中で実施したということがございました。

また、過去、調印いたしましたときの協定書がございましてですけれども、それを見ますと、摂津市とバンダバーグ市は、両市間の友好と協力の進展並びに両市民相互の理解と善意の増進が、日本とオーストラリアの関係をよりよいものにするに大きく貢献し、環太平洋地域、ひいては世界の平和と繁栄に重要な役割を果たすものと信じるということで、両市はここに友好都市締結をすることに合意し、教育・文化・スポーツ・産業などの幅広い分野において交流活動を促進すると。以上のことを確認するというようなことで、両市長が署名したものがございまして、この約束といいますが、確認に沿った形で、また今後も友好を深めていきたいというふうに考えております。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 2番目の防犯推進事業に関する2回目のご質問の、ここ数年の本市の犯罪発生状況でございますが、摂津警察署から入手いたしました資料では、平成17年は、殺人、殺人未遂、放火などの凶悪犯の認知件数は13件、空き巣ねらいや忍び込み、事務所荒し等の侵入盗の認知件数は215件、ひったくりや車上ねらい、自転車盗オートバイ盗などの非侵入盗は1,552件でございます。

平成18年の凶悪犯は、平成17年と同数の13件、侵入盗は158件で、前年に比べ57件の減、非侵入盗は1,4

12件で、140件の減でございます。

平成19年につきましては、凶悪犯が11件で、前年に比べ2件の減、侵入盗が160件で2件の増、非侵入盗が1,335件で77件の減となっております。

刑法犯罪全体の認知件数は、平成13年3,106件をピークに、平成17年は、平成16年と比べ100件ほどふえておりますけれども、年々低下しており、平成19年では、1,901件の発生で、ピーク時と比べ1,205件減少いたしております。

ただ、凶悪犯罪につきましては、ほぼ横ばい状態となっております。

○安藤委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 7番目の質問に答弁させていただきます。

確かに、委員おっしゃるように、16歳に達したときの切りかえ申請は、30日以内に本人が申請しなければならない。これは、外国人登録法の第11条2項に基づくものでございます。

この申請は、必ず本人が申請しなければなりません。それと、代理申請が許される場合は、来庁できないほどの疾病、その他の身体の障害が認められる場合に限られておるということになっております。

摂津市の現況なんですけど、16歳の切りかえ者数は、年間約3人から5人となっておりますのが現状でございます。

16歳の切りかえで先ほどおっしゃってございましたように、高校に通っている方、それが、平日の5時15分までに来庁されるのが難しい方も、場合によってはおられるというふうに私らは思っております。この点について、摂津市の市民課においては、16歳の切りかえ申請に限り、事前にご相談がございましたら、事情を配慮し、時間外でも申請を受け付

ける等の方法をとってまいりました。今後もその方向でいくつもりでございます。

よろしく申し上げます。

○安藤委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 14番目のふれあい配食サービスについてでございますが、アンケート調査を実施されてはどうかというお問い合わせでございますが、実は、平成17年度と18年度に聞き取り調査を行っております。

聞き取り調査の内容をご紹介いたしますと、例えば、ご飯がかたい、ご飯の量が多い、揚げ物が多い、おかずの量が多い、味が薄い、野菜が少ないなどのご指摘をいただいておりますとともに、ひざの痛みで台所に立つのが苦痛なので助かっている、サービスを受けるようになって栄養面が安心、配食をとる前は、昼は欠食することもよくあったが、毎日食べられるようになり、体重が増加し、精神的にも落ちついた、弁当の内容には満足をしているなどという評価もいただいております。

私どもも実際に試食をするなどして、業者にもアセスメントの結果を伝えておりますが、先ほど、南野委員からも、脂っこいというお話もありましたが、逆に、味が薄いというご意見もありまして、好みというものが、非常に個人によりまして多様で、対応が難しいのが現状でございます。

なお、夕食につきましては、ご飯のかたい、やわらかいの希望をお聞きしておりますほか、刻み食等にも対応をさせていただいております。

今後とも、市民サービスの向上のため、検討を重ねてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 大阪湾フェニックス計画に係ります各市の負担金の状況ということでございますけれども。

予算項目からまいりますと、広域廃棄物埋立処分場整備委託料ということになっておりまして、まず、一般廃棄物の広域処理対象の自治体が175市町村ございまして、これが構成しております大阪湾の広域処理場整備促進協議会というのがございまして、毎年、新年度の事業負担について、前年度に説明会がございまして、20年度事業の予算におきましては、19年9月に説明会がございました。20年度の事業で行いますと、まず、負担金の仕組みなんですけれども、20年度の事業の内容によっても若干変わってまいりますけれども、1期工事が、尼崎沖と泉大津沖がございまして、その埋立地の中の排水処理施設の整備を行うと。それから、2期計画では、神戸沖と、今回、20年度から行います大阪湾での事業ということで、これも、場内埋め立ての整備事業等々ございまして、その全体の事業費の中から、各市町村の処理量を持ってまいりますと、それから、各市町村の事業費を算出しているということで、そういう負担金になるわけなんですけれども、各市町村の事業費の中から、補助金の2分の1の割合の中で、そこから委託料を算出しているというのが仕組みでございます。

協議会の中で、今おっしゃっているように、そういうスキームが破綻しているということで、各市町村に何かそういう話があったかということでございますけれども、詳しくは、その辺の話はなかったんですけれども、ただ、今、その負担金の仕組みのことに對しまして、21年度の予算につきましては、そういう、今おっしゃっているような話も多分あったかな

というふうに思うんですけれども、それも含めた中で、若干の総事業費が変わるんではないかなというこの説明はあったんですけれども、それも、21年度の事業費の負担金の説明は、また改めて説明がありますよということで回答を受けておるんですけれども。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 3歳半健診以後、就学前健診までの間の5歳児健診についての考え方についてでございますが、現状では、3歳半健診やそれぞれの乳幼児健診の二次健診であります約束健診等に、こども育成課の家庭児童相談室の方からも、心理発達相談員の先生に出向いていただいて、これらの発達障害のあるお子さんへの支援を、摂津市全体での子育て支援ネットワーク推進会議での取り組みという位置づけで考えて、実施してきております。

実際に、3歳半健診で、先ほども申し上げましたように、広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害等のお子さんが、一部発見もされているんですが、委員が指摘のように、5歳児ごろに初めて問題に気づくというお子さんも、軽度の場合はあるというのが実情だと思っております。

摂津市におきましては、一方で、保育園や幼稚園の就園率が非常によろございまして、先ほど、3歳半健診の受診率がやや他市に比べても低いわけなんです、保育所や幼稚園での、園の中での健診の充実もしていただいているという流れ。それから、家庭児童相談室の方が、保育所や幼稚園へ巡回相談等も行っておりまして、園でのご相談のあるケースとかをいち早くキャッチできる体制がとられているというような状況にございまして、こども育成課や家庭児童相談室とも、5歳児健診についての考え方を、内々では

ございますが相談をしましたこともございますんですが、現状のネットワーク体制が非常にうまくいっているという状況で、これをよりしっかりと充実させるということで、子どもたちの日常の状況をとらえている先生や親御さんからの相談を受け付けられるのではないだろうか。健診という一場面の、ある一定のところだけの子どもたちの様子というよりは、日常生活の中から発見できる方がよりいいのではないだろうかという考え方に現在は落ちついております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 22番、23番の2点のご質問についてご答弁申し上げます。

1点目のCO2削減に応じてのクレジット制度によるエコポイント制の検討についてでございますが、まず、南千里丘まちづくりは、民間活力の導入による官・民連携による地球温暖化問題のCO2削減の発信モデル地区とし、まちづくりにかかわる産・官・学・市民が具体に取り組むことにより、環境意識が育つまちとして、全国に発信することとされております。

そのことから、今後、本市、ジェイ・エス・ビー、阪急電鉄が連携・協力を前提に、3者の役割を明確にしながら具体化していくことと認識してはおります。

これから、南千里丘のまちづくりが進む上で、モデル地区の全国発信を機会に、市全体においても、温暖化対策の推進をより一層努めてまいり、市民の発意なり活動を支援していきたいとは考えております。

南千里丘地区に導入されるような、CO2削減に応じて、クレジット制度によるエコポイント制を取り入れ、建物の建設から市民の生活まで、トータル的にC

O2削減の取り組みができるよう設計がされると認識しております。

市全体においては、現在、既にCO2削減に取り組まれております環境家計簿の参加者の方々にも、同様に、南千里丘地区の方々と同じように取り組むことで、何かメリットがある方策を、今後検討すべきであるとは考えております。

そのためにも、支援策等の仕組みづくりについて、市民環境ネット・せつつの皆様や市民団体等の方々との協議・検討を重ねてまいりたいとは考えております。

2点目の、土鳩等の有害鳥獣の被害状況及び対策についてでございますが、まず、カラスについての相談は、自治振興課に年数件の、ごみ散乱等による電話相談があったとは聞いております。主に、防除グッズ等を利用するなどの助言で、今のところは済んでいるように聞いております。

環境対策課での有害鳥獣の被害やその対応については、まず、有害鳥獣の捕獲を目的としたケースが、この19年度には2件ございました。いずれも、土鳩のふん害による有害鳥獣捕獲にかかわるものでございまして、被害発生場所は、事業所、府営住宅の各1件でありました。

処理の流れとしましては、まず、電話での相談の受け付け、次に、大阪府の狩猟者登録を受け、かつ狩猟免状を有する捕獲事業者より、捕獲の許可申請がありました。それをもとに、市において有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領及び鳥獣捕獲許可に係る審査基準に基づき捕獲許可をおろし、捕獲等の処理を行っていただきました。

これからも同様の相談があると思われませんが、しっかり対応してまいりたいとは考えております。

○安藤委員長 阪口健康推進課参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、葬儀にかかわります2回目につきましてご答弁させていただきます。

まず、最初、1回目のご答弁の中で、葬儀の企画、中身で、私、葬儀の人数、2名の人員を配置というふうにご答弁させていただきましたが、契約の中で、補助職員2名をつけるということで、「きく」以外につきましては、合計4名、「きく」については3名というふうな人員配置で市営葬儀を運営するというふうなことで現在進めております。

それで、先ほど、委員のご指摘のように、近年、火葬のみというふうなケースもご相談を受ける場合がございます。火葬の料金につきましては、1万5,000円と5,000円の格差がございますが、ご家族のご負担される費用には、この火葬料金のほかに、火葬のみの場合であっても、ひつぎとかドライアイス、もろもろのそういう物品がどうしても必要と、それと、霊柩車の手配も必要ということでございます。最終的に葬儀社に支払われる額は、これの総額が、いわゆる個人間のやりとりでなされておるというふうなことになってます。

この費用につきましては、それぞれ葬儀社さんによってばらつきはございますけれども、今まで、葬儀社さんからヒアリングした中では、大体、私ども市営葬儀で設定しております「きく」料金、簡易なバン型の霊柩車をご利用いただいたときの11万8,600円、これを上回る額で、直送の場合であっても、直送という言葉が適切かどうか、ちょっとこの辺は議論があるところなんですけれども、「きく」料金を上回る価格で設定されておるといのが現状でございます。

私ども、市営葬儀を見直しましたときに、指定業者さんといろいろな協議を行

いしましたが、特に、この「きく」料金を設定するときにつきましては、他の種別と切り離しまして、若干、コスト的には非常に厳しい条件で業者さんをお願いをしたというような経過もございます。

私どもといたしましては、火葬のみをご希望される市民の方につきましては、この「きく」をご利用いただくことで負担の軽減をお図りいただきたいというふうな考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 先ほどの、大阪湾フェニックスの負担金の件で補足させていただきます。

私、先ほど説明させていただきました負担金につきまして、埋め立てなどに係ります整備においての負担金ということで、ご質問されておりました護岸工事に係りますものではございませんで、そういう話があったのかということだと、あったということで、補足させていただきます。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 それでは、産業振興課にかかわります5点のお問いにお答えします。

26番目の中小企業対策事業の融資制度にかかわります実行件数でございますが、年平均30件前後で、平成18年度は37件と多く、19年度は、この2月末時点で31件と、例年のペースに戻っております。

この実行件数に対しまして、受け付け件数は約1割5分程度多く、例年、5件程度の事業所が融資実行不可能事業所となっております。

主な却下要因は、調査時に事業を行っているものの、その事業を行う資格を得ていない事業所であったとか、設備資金

で、融資申し込みを行う前に、既に施設を購入してしまっている等が主な要因に上げられます。

しかし、保証協会での市の融資制度にかかわる審査は、行政による公共的支援との配慮がなされているということが根本にあると聞いております。

27番目の出展補助の具体的な内容についてであります。代表的な商談会といたしまして、10月に開催されます。大阪商工会議所主催、府後援の大阪勧業展で、昨年は、府立体育館で、250企業の出展者数のもと、約7,000人の来場者があり、出展料は、1ブース7万3,500円で、参加事業所には、2分の1の3万6,750円を補助してまいります。

昨年は、本市からも機械製造関係3社が参加されており、延べ二日間で、多い事業所で約250社、少ない事業所でも50社と、何らかのかかわりを持ったと聞いております。

28番目、星翔高校学生によるホームページ作成の今後についてであります。今回のモデルで、課題として浮かび上がりましたことは、生徒が作成作業に時間が費やせますのは、11月ごろから1月ごろまでのわずかな期間で、かつ毎年この作成事業に参加してくれる3年生の生徒が集まるかどうか等であります。

平成20年度は、同じような時期から生徒を募り、何人集まるのか、何社できるのか、そして、どのような経費を生じるのか等の結果、情報を収集しながら、毎年、固定的に行っていくのかを見きわめていきたいと思っております。

29番目の就労支援の新規事業についてであります。

まず、フォークリフト運転技能講習でございまして、これは、茨木市内の大阪

労働局登録教習機関の新キャタピラー三菱にて10名を募集し、四日間、31時間の実施訓練を受講いただき、資格取得後には、市内運送業への就職に貢献できればと希望を持っております。

また、医療事務講座は、市内公共施設において、20名の予約で、約2か月間の中に、1回2時間30分の22回にわたっての講義を受けていただき、合格後には、求人の多い医療機関へ派遣する専門会社への就職に結びつけていただきたく考えております。

30番目の相談にかかわる、相談ルームからの情報の発信についてであります。現在、各市町村の消費者生活相談に寄せられました相談は、全国消費者生活ネットワークのパイオネットを通じて、内閣府所管の独立行政法人国民生活センターに集約され、約、件数は、年間100万件を超えております。ただし、この国民センターは、あくまで情報提供のみで、例えば、広告メールの規制では、送信業者の対応は総務省、広告主は経済産業省と異なり、対策もばらばらで、後手、後手に回ることから、現在、国におきましては、消費行政の一元化について取り組みが行われているところであります。

本市でも、年間約600件近い相談を受けており、そこからは、全国的か関西圏か、府内か、そして、市内か、委員が指摘されておりますような共通の相談事象が発生することは十分考えられます。幸い、新年度より本市ホームページが更新され、各課のトピックスは瞬時に掲載することが可能になりますので、相談事象が一つの事件として注意喚起や対応策の情報発信が必要となりました場合は、その情報を掲載してまいりたいと思っておりますとともに、事象によりましては、自治会や民生委員さんなど、情報提供す

るような体制の確立も関係化と協議してまいりたいと考えております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 丁寧なご答弁ありがとうございます。それでは、3回目、行わせていただきます。

1番目のバンダバーグ市の友好都市締結10周年記念行事についてでございますけれども、人と文化が交流する、世界に開かれたまち、そして、行政を目指していただき、友好都市バンダバーグ市との交流を通して、摂津市の子どもたち初め多くの市民が外国人と触れ合うきっかけづくりを行い、異なる文化や生活様式を持ち人々との理解を深められるよう、お願いしておきます。要望としておきます。

2番目の防犯推進事業についてでございますけれども、広報にも、防犯特集として、自分の身は自分で守ろうという見出しで掲載していただいておりますが、今回、新たに、犯罪被害者等支援条例を設定されましたが、これに伴って、さらに地域との連携を強めていただき、犯罪の発生しない環境づくりを推進されるようお願いしておきます。これは要望としておきます。

次に、7番目の外国人登録事務事業についてでございます。

ご答弁いただきまして、よくわかりました。引き続き、丁寧な対応で、どうかよろしくお願いいたします。要望としておきます。

それと、14番目のふれあい配食サービス委託料についてでございますけれども、アンケート調査をとっていただいたということでございます。さらなるきめ細かなサービスの提供をしていただきますよう、これも要望としておきます。

それから、21番目の各健康診査事業

に関してでございますけれども、ご答弁いただきまして、さまざまな観点から取り組んでいただいているということでありました。

5歳児健診の実施については、このことも視野に入れていただきながら、今後取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、22番目の温暖化対策事業についてでございますけれども、エコポイント事業は、今後の国民運動の柱となる取り組みとなる環境施策でありますので、どうか、新年度の検討課題として、上げていただくことを要望としておきます。

それと、23番目の鳥獣飼養登録等事務事業についてでございますけれども、市民の方からさまざまな形で被害の報告があると思っておりますけれども、どうか、丁寧な対応で、引き続き取り組んでいただきますよう、これも要望としておきます。

それと、次に、24番目の葬祭事業についてでございますけれども、ご答弁いただきまして、わかりました。

その中で、僕もちょっと調べさせていただいたんですけれども、摂津市斎場条例の第16条に、市長は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができると思っております。この中身についてはいろいろな状況が考えられると思うんですけれども、このこともちょっと視野に入れていただいて、厳しい方に対しての料金の設定を、ぜひ今後検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。要望としておきます。

それと、25番目のごみ収集処理事業についてでございますけれども、この際、ちょっと聞いておきたいんですけれども、本市では、焼却に伴って出る焼却灰を埋立処理するため、過去においては、民間

の埋立処分場に、そして、平成4年2月からは、公共の大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪基地までの運搬業務を随意契約で任意されておりました。

ここで、平成16年6月にも、副市長の方から、定例会で答弁いただいているんですけども、ごみ収集の委託業者の契約方法の話、随契から競争入札へ、5年後には、すべてこの問題は随契から入札に移すということをもって処理をしたいというのが、今、市の基本的な考えている中身でありますということで答弁いただいているんですけども、その後、方向性、先ほども、ちょっと答弁の中であったと思うんですけども、どうなったか、副市長からご答弁、ここでちょっといただきたいと思います。

次に、26番目の中小企業金融対策事業についてでございますけれども、国、府、市町村においての経済対策は、円滑な資金繰りであり、本市では、限度額はともかく、利子補助など、一歩先に出た補助であるということが理解できました。とりわけ、小さな事業所にはありがたいものだと思いますので、引き続き、制度の維持充実に努めていただきますよう、要望としておきます。

それと、27番目の中小企業育成事業についてでございますけれども、ご答弁いただきましてわかりました。

これも、研修補助同様、出展されて初めて成果があるものでありますので、多くの事業所が出展されるよう、周知の徹底をよろしくお願いいたします。要望としておきます。

28番目の事業所データベース維持管理事業についてでございますけれども、事業所にとりましても、ホームページはパンフレットとして必要で、データベース事業を行う上でも重要であり、また、

生徒にとって、仕事の現場を体験できることは貴重な経験であると思います。ぜひ今後も続けていただきますよう、これも要望としておきます。

それから、29番目の地域就労支援事業についてでございます。

就労困難な市民の方が、一人でも多く就労に結びつきますよう、引き続き、有意義な講座の開催をよろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

最後に、30番目の消費生活相談ルーム事業についてでございますが、国においての消費行政の一元化は、今回の輸入冷凍食品の中毒事件でも必要なことが明らかであります。それとあわせて、速やかな地域住民への情報提供が求められておりますので、市内関係機関の情報共有及び対策に向けた連携の構築をお願いいたします。

以上で3回目を終わります。

○安藤委員長 では、答弁を求めます。

紀田部長。

○紀田生活環境部長 一般廃棄物の収集運搬の、今、随意契約という形でさせていただいておりますが、それを、今後、競争入札に付していくということで、副市長の方から答弁いたしております。

その線に基づいて、今の状況を若干説明させていただきたいというふうに思います。

一般廃棄物については、法律の中で、委託基準というのが定められております。例えば、法の中で、政令という部分になるんですが、法を受けて、政令の中で、委託する場合の基準ですね、一つは、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であることということが政令の中で示されております。

そういったことから、やはり経験というものをどういうふうに勘案しながら、今後、入札していくかということが一つの大きな課題ではないかなというふうに考えております。

当然、我々も、いつまでもその随意契約を固執するというわけではございませんで、実際、他市において、一定、競争入札されて、全く、その地域での経験は持っておられないですけれども、他市でそういう経験を持っておられた方、あるいは市の方でその収集の経験はないんですけれども、それ以外の一定許可をしながら、家庭系の経験はないけれども、事業所を回っておられて、一定、摂津市内の地域を十分ご存じの方であるとか、そういった方も含まれてこようかというふうには考えられますが、そういったことを考えながら、一定、こういったところに対して入札を認めていくかということも、今後十分検討しながら、円滑に移行できるようにということで検討しております。

あと、もう1点、フェニックスの関係で、一部、私ども、水田次長の方から答弁させていただきましたように、我々、環境セクションに対しては申し出がないということなんです。このスキーム自身は、基本的には、要は、ごみを埋め立てる器を、建設省が整備する、建設省といたしますが、実際主体となっておられるのは港湾局です。国からの補助を受けて、港湾局が外堀といいますか、外壁を整備されるわけです。外壁を整備された中に、私ども、ごみを持ち込んで埋めていく。ただ、埋めていっても、雨が降ったりとかいうことで、排出施設も必要になってきますし、一定、その管理部分が、いろいろな設備も必要になってまいりますので、その中の設備については、我々環境

サイドの方が負担していつている。

ところが、従来のスキームですと、一定、外側の外壁を設置した運輸省なり、そういう港湾局が、ごみが埋まれば、それをよそに売却して、それで大体ペイができるという試算のもとにそういう事業が進んできたわけですけれども、逆に、今までごみがどンドンどンドン減量化されていくと、当初は、10年で埋まるという予定が20年かかったということになると、その間の金利負担が、当然、当初の収支より予定が狂うということもございまして、そういう意味での、従来のスキームは破綻したかなというようなことを私も聞いたことがございますし、実際、そういった問題については、建設省の方から港湾局の方にそういった打診はされているというふうには聞いております。

ですから、今後、その必要となつてまいります廃棄物最終処分地ですね、それについては、我々環境サイドだけが独自に、といいますのは、各市町村がお金を出し合っているかいうと、かなりその費用的には、外の外壁の方が高くなっていくということも聞いておりますので、ちょっと頭の痛い問題だなというふうには認識しております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。

この25番のごみ収集処理事業についてでございますが、ご答弁いただいたんですけれども、契約のことにしましては、さまざまな過去からの経緯があると存じますが、今後、随意契約を一般競争入札にどうか切りかえていただきますよう、これは要望としておきます。

○安藤委員長 次、山崎委員。

○山崎委員 一般会計と補正予算ですね。年末から、いろいろ皆さんご苦労されて、

提案されてきた予算ということは承知しておりますけれども、今年度の民生費、この全体の伸びを金額で見ると、1.9%ふえているようなんですけれども、一般財源で見ますと、民生費というのは非常に国やら府からの補助金がたくさん出るということで、金額で少し減ってるんですね。全体に対する比率も33%から30%。対して、土木費が、金額で35%伸びているということですから、この民生費そのものとしては、全体から見ると、押し縮められた感じが、私、ぬぐえないんですけれども。

今、暮らしが大変だという認識あると思うんですけれども、市政の軸足を、ぜひ市民の家計に置いていただけるよう、必要な予算は削らないという立場で、一層頑張っていたいただきたいと思っておりますので、それだけ一言申し述べて、質問に入っていきたいと思えます。

まず、歳入なんですけれども、予算書32ページで、補足説明いただきました。被害者負担金、これ、私、ちょっと、歳出の方での対応する部分がちょっとわからなかったもので、教えていただきたいと思えます。

それと、同じく予算書41ページと47ページのあの衛生費、市民総合健診がなくなったということで負担金がなくなるということなんですけれども、これの相当分が、今度、国保で健診事業、移ってくるという部分では、国、府が相当分負担というのが入ってくるのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思えます。

歳出に入りますが、これは概要でお願いします。

18ページ、予算書では78ページになりますが、水道料金減免の繰出金が増額されてるんですけれども、これは対象

者がふえると見てよろしいのでしょうか。

それと、概要25ページになりますが、防犯灯対策、36ワットへの切りかえということもご答弁いただいてまして、これ新設の予算の、この170万円で、これ取り替えの部分も入ってということなのではないでしょうか。新しく街灯がどのくらいつくということになるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、概要で、29ページ、犯罪被害者支援の新条例、条例そのものは、また話させてもらおうと思うんですけれども、生活支援事業、ヘルパーですとか、住宅の敷金から家賃の話も出ましたので、これに当たる条件とか、この運用の仕方についてのちょっと考え方が、固まっている部分を教えていただきたいと思えます。

それから、概要の36ページのこれ住基ネットの委託料がなくなったのは、これはオープンシステムに移行ということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、戸籍システムの借上料というもの、これの説明と、増額になっているこの説明をお願いしたいと思えます。

概要42ページで、社会福祉協議会、これは補助金がありますけれども、社会福祉協議会の、改めて業務内容というか、どういう形かということをお聞かせいただきたいと思っております。

というのが、市営住宅の建て替えとともに新しい施設をつくって、そこへ移転するというのを聞いておりますけれども、引っ越しの費用なども発生すると思うんですけれども、こういった中身について、移転にも、わかる範囲で、こういった事業になってくるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、43ページの千里丘駅のエスカレーターの点検委託料、これが増額

になっているのは何かということですね。ホーム側の増設は市としては関係ないんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、43ページのかがやきプランなんですけれども、大分ご説明いただいていますけれども、どういうところにこのプランを作成、委託の中身ですね、調査とか事業計画だとかいろいろあると思うんですけれども、委託の中身と、プランそのものの策定は庁内でやられるのか、責任がどこにあるのか、大きくは、介護保険料の中身になってくると思うんですけれども、公募を3名にするということなんですけれども、これはどういう方で、利用者という形の声が生かせるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

44ページのコミュニティーソーシャルワーク、CSRの事業ですけれども、これ、今度の機構改革で地域支援が移ったりすることで仕事の中身が変わってくるのか。地域包括支援センターとの関係とあわせてお聞かせいただきたいと思います。委託ということなので、活動の内容も教えていただきたいと思います。

次に、44ページにいきますと、ケアプランの原案作成委託料というのがあるんですけれども、基本、直営で包括支援センターやられていると思うんですけれども、これまでにも、民間にケアプランそのものの作成を一部お願いしてきているということをお聞きしていただけますけれども、この原案作成委託というのとは何かというものを聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく44ページ、つくし園、第一児童センターの屋根のふき直しと外壁補修ということなんですけれども、2年間で、来年度になるんですか、はばたき、ひびき、これもかなり古くなってきてますけれども、こちらの来年の分に

なりますけれども、この補修内容についても、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

これまでにも、この設備そのものとは違いますけれども、安威川以南の児童の活動拠点というか、そういう検討もされていると思うんですけれども、児童センターの補修とは別に、どうなっているのか。

概要55ページで、地域子育て支援センター、ことしはキッズポットも入れて5か所になるというふうなことも聞いてますけれども、安威川以北に集中しているようですので、教えていただきたいと思います。

それから、45ページ、障害者の雇用助成制度ですけれども、これの助成があったのがなくなっていくということだと思えるんですけれども、本市としては、最長2年間延長ということも書いてるんですが、どういうことになっていくのかということで、あと、その助成がどのくらいの割合だったかということ、18年度の決算では、これ203万円の実績なんですけれども、19年度、どのくらいになりそうだということなのか、予算額がずっと同じなんですけど、これ精神障害者がことしは拡大されるということだと思えるんですけれども、これで伸びないと思えるのか。精神障害関係の症例とか、お知らせするのがどうなっていくのかということもお聞かせください。

次に、46ページ、共同生活支援で、これ給付費が、多分、款、項が大分動いたんだと思うんですけれども、サービス費の給付費、後から出てくる分でまとめられてしまったのか。昨年との対比がちょっとにくいので、お聞かせいただきたいと思います。府営住宅なども使って、グループホームの開設が非常に

進んでいるようなんですけれども、どうなっているのかお聞かせください。

この地域支援事業全体なんですけれども、例えば、障害者のデイサービスが、昨年の当初予算が774万円、ことしが525万円ですね。入浴サービスが393万円が756万円に変わってるんですけれども、身体と精神障害、知的障害、まとめられたり、老人、児童が外されたりしてまして、比べにくくなっているんですけれども、この18年度決算もしくは19年度の見込みでも結構なんですけど、18年度の決算では、身体障害者のデイサービスが349万円、実績ですね、入浴が、委託料で65万円になってるんですけれども、デイサービスでは知的障害は10万円ですね。これで、実績というか、これと今度の予算との対比をしていただけないでしょうか。とりあえず、金額の大きいガイドサービス、それから、デイサービスと入浴サービス、この三つを教えてくださいたいと思います。

それから、同じ概要46ページの、障害者の福祉計画の策定ということなんですけれども、これに当たっての調査と検証、目標の設定、事業計画がどうなっていくのか。これが、両者の意見を入れてということ、先ほどの答弁の中でもアンケートというのがありましたけれども、これは、中に、アンケートだけで利用者の意見を酌み上げるということであるのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

それから、47ページの介護保険の繰出金についてですけれども、介護会計でも伺いますけれども、これ、市の負担分が幾らになっているのかお聞かせください。

同じページで、訪問介護の助成ですけれども、障害者で介護保険を使う方に限っ

ては助成を受けられるということですね。これが、人数がどのくらいになって、経過措置ということにもなってますけれども、どのくらいの期間を言われるのかと。これは障害者ですから、自立支援との負担との違いを教えてくださいたいと思います。

それから、同じく、社会福祉法人の介護特例補助というのについてご説明お願いします。これ、どうすれば、この社会福祉法人、利用者負担軽減ができるのか。条件とか、実績は、公営の事業所だけなのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、48ページの老人クラブ、これ加入者の推移をお聞かせ願えればと思います。

それから、国保に入りますが、国保と老健のこの繰出金ですね、これはいつも聞かせてもらってますけれども、法定外で、保険料軽減分がどうなっているのか、またお聞かせください。

それから、今度、国保の法定繰り入れが、給与安定化支援、多くの部分が増額されているんですね。中身についても教えてくださいたいと思います。

ことしの国保の繰り出しは8億5,000万円ですが、後期高齢者の移行があります。一般財源が5億7,000万円で、後期高齢者への支援が10億4,000万円という大きな出があるんですけれども、ここへの影響が、この繰出金に与える分がどのくらいあるのかということをお聞かせください。

後期高齢者移転後へ、一般会計からの運営事業そのものは3億6,000万円の負担ということなんですけれども、これは、ことし、老健で言う、残り、業務5,400万円と53万円は別として、昨年の3億8,000万円の老健の繰り

出しに比べると、負担が減ったと考えてよいのかどうか。

それから、同じ特会への繰り出しで、これ7,585万円が後期高齢者の特会への安定繰り入れということなんですが、これが、収納率が悪くなると、ここをふやすというか、そういうことがまた起きてくるのかどうか。連合へのこの法定の負担が、さっきの3億6,000万円ということですから、この特会への繰り出しの性質というのを教えていただきたいと思います。

それから、49ページの緊急通報装置設置、減額されている中身ですね。

それから、50ページで、ふれあい入浴のこの見込みですね、子どもさんへ拡大されるということですから、こういうことの周知と取り組みを教えていただきたいと思います。

それから、高齢者の住宅支援が100万円から60万円に補助額が下がったということもあるのかもしれませんが、これ減額になってきた中で、利用者がちょっと減ってきているということだと思つるので、住宅改造費用助成の減額の中身も教えていただきたいと思います。

先ほども取り上げられてましたけれども、高齢者の移送が、10月から、現行ではいけなくなった。私、この間、お年寄りで、ちょっと骨を折って、救急車で行くほどではないけれども、動けないということで、週明けに病院行きたいという方、聞きましたんですが、なかなか介護タクシーとかと言うたら、もう週明け、月曜日、満杯で、どこもとれないということが、状態としてやっぱりあるみたいなので、ここをしっかりとやっていただきたいと思うんですけれども。

先ほどの答弁では、10月以降、どういうふうになっていくのかというのがちょっ

とわかりにくかったので、もう一回教えてもらえたらと思います。

それから、53ページの老人医療費助成ですね、これは、後期高齢の医療が導入されるということなんですけれども、これは、かかわらず、府の制度そのものも変更がないという説明をずっと受けているんですけれども、これ、知事がかわっても変更ないと思うんですが、この制度がこのままであるならば、どうして、昨年比で、全体1,563万円減額になってきているのかということをお願いしたいです。

それから、こども育成課でいきますと、55ページ、地域子育ての支援、いろいろな形で国や府からも多くの補助がついておるわけなんですけれども、この補助の継続性についてお聞かせください。

それから、子育て支援短期利用の増額、それから、家庭児童相談室の臨時職員の増額と器具の中身、それから、授産施設、これすべて増額なんですけれども、この理由を教えてください。

それから、次世代育成のニーズの調査というの、これ中身ですね、これを、どういう機関に委託をされて、調査のこの規模ですね、こういった形に聞くのかということ、内容についてお聞かせいただきたいです。

56ページの児童虐待のオレンジリボンということなんですけれども、これちょっと大分聞いていただきましたからわかったんですけれども、形ですね、これブルーリボンみたいに、バッジみたいなのを用意されるのか、それとも、普通のオレンジリボンなのかなというのをちょっと聞かせていただければなと思います。

それから、児童手当及び児童扶養手当についてなんですけれども、同じ56ページですね、これは、対象者の推移とか見込

みを教えていただきたいと思います。扶養手当については、削減の方針を政府が一部凍結と言っておりますけれども、どういう中身になるのかお聞かせください。

次のページにかかりますけれども、保育所の管理運営について伺います。

まず、待機児童の推移、それから、非常勤職員の賃金、これ若干上がっておりますけれども、これ、人件費は総務なんでしょうが、一般職、こどもの育成課77人これおられますけれども、人件費全体で下がっていると。今回は、課長職、所長職の兼務などというのがあったということも聞いてますけれども、この現場管理が大丈夫なのか、職員のモチベーションなども懸念するんですけれども、この賃金とか人件費ですね、非常勤の、どのように整理検討されたのかを聞かせていただきたいと思います。

それは、そもそもこの非常勤のあり方の仕事のあり方、正規職員との違いを説明していただきたいと思います。

それから、同じく、保育所の管理で、修繕費が380万円上がってるんですけれども、これと別に、あと、58ページで460万円上がっている、これの中身をお知らせください。

それから、58ページの母子自立支援員、これ条例改正もあるんですけれども、一般職になって増額になりますけれども、これまでの報酬が、例年どうなっていたのか、ちょっと聞かせていただければと思います。

それから、59ページの、乳幼児の医療とひとり親医療の助成について、条例改正もありますけれども、予算としての対象数、この中身について聞かせていただきたいと思います。

乳幼児の分については、金額として扶助費が652万円減額になるということ

なので、お願いいたします。

それから、生活支援の部分ですね、今度、機構改革で、生活保護が今までの業務とこれ変わっていくのかどうか。扶助費の増減がこれまたないわけなんですけれども、中身が変わるのかどうか。補正で大幅減額がされておりますけれども、これは関係あるのかということですね。

ケースワーカーが、対象者がふえてくるということで、今、仕事が大変だということをお聞きしておりますけれども、この業務が今度の機構改革でどう変わっていくのか。ぜひ、相談業務が充実して、貧困の解決につなげられる生活支援に変えていただきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

それから、62ページ、保健センターの管理委託料、これ減額されている中身をお聞かせください。

医師不足の問題が非常に注目されておりますけれども、休日応急診療所などはどうなっているのかお聞かせください。

63ページの健診事業ですね、これ、特定健診がこういうふうに移って、保健指導というのがここにも入ってるんですけれども、これは国保との保健指導とは、これすみ分けていかれるのかどうかということをお聞かせください。

それから、予防接種が、今回、補正で、日本脳炎の方は副作用で減らしたということなんですけれども、どうなっていくのかお聞かせください。

65ページ、妊婦健診の公費助成は拡大、これは歓迎することなんですけれども、今、国が望ましいとしている回数が14回で、今回、東京とか、多くのこれで、思い切って14回の補助助成をしたというニュースも聞いております。駆け込み出産が金額を伴うという意味で、この5回ということを検討した中身を教え

ていただきたいと思います。どうして5回になったのかということですね。

それから、66ページのこれ乳児訪問ですね、この面接の状況を聞かせていただきたいと思います。何%というか、全戸の訪問ができたのかどうかということです。相談内容の中で、解決困難な事例などがなかったのか、相談内容などもお聞かせいただければと思います。

それから、今度は、新規の肝炎検診があるということなんですけれども、これ、先ほども、普通の検診とのリンクということのようなんです、単独ではやらないのか、この肝炎検診のやり方というのを聞かせいただければと思います。

それから、67、68ページ、環境対策費、この政策費、これ、環境改善のための施策がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

69ページの斎場費では、先ほども料金の見直しのお話を大分させていただきました。これの影響が予算にどういう関係というか、特徴づけられているのかを教えてください。

それから、これが19年度、設備改修計画というのを予算組み立ててできたということだと思えますけれども、これの公表、中身がどうなっているのか。今年度の補修事業225万円、これと関係があるのか、補修事業の中身の方も教えてください。

71ページの塵芥処理ですね、これ、委託料を大分減らして、これを職員で賄うということのようなんですけれども、人件費とか人員面も、これ上げずにできるということなんでしょうか。としますと、これまでの委託料がむだな面があったのかどうか、これをお聞かせいただきたいです。

それから、ごみ啓発の事業増額、これ

の中身を教えてください。

あと、リサイクルプラザの修繕料、これも増額されてますが、これの中身。

それから、ごみ減量の指導嘱託員賃金、これの増額というのとは何か、さきの啓発活動との関係があるのかお聞かせください。

79ページの中企業の対策というのを1年延長、これはいつからスタートというか、使えるようになるのかということと、使いやすい制度の変更とっておりますけれども、予算としては、利子補給もふえていないということでは、この利用制度そのものはふえないと見ているのかどうかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいです。

補正の部分ですけれども、補正予算の14ページ、包括支援センターのこの負担金の減額、これに対応する歳出がちょっとどこにあるのかなと思ひまして、お聞かせください。

同じところの保育料の減額、これは、44ページの補助金削減などに対応しているのかどうかお聞かせください。

それから、15ページの後期高齢者の円滑導入事業補助、これが2,400万円、丸々42ページのシステム改修の委託にいくようなんですけれども、システム改修の委託というのを教えてください。

それから、補正44ページの母子家庭の訓練のこの部分の実績を聞かせてください。これだけ減って、総額幾らになってということという、訓練の中身の方ですね、こういったものをお聞かせいただきたいです。

○安藤委員長 項目がかなりあります。答弁、できるだけ漏れないようお願いしたいですが、漏れた場合は、2回目の質問の方で補っていただけるようにお

願いをしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、主に高齢福祉に係る何点かのご質問にお答えさせていただきまして、障害の方は、また小矢田参事の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目として、水道料金の減免の増額が、対象者の増に基づくものなのかどうかというお問い合わせでございますけれども、水道料金の減免につきましては、非常にここ数年、急激に対象者の方がふえております。それで、19年度当初は、18年度決算見込みの3%増で当初予算を組んだところなんでございますが、ご承知のとおり、19年度12月で補正をさせていただくことになりまして、上半期、既に5%増ということになりました。

そこで、20年度の当初は、19年度の決算見込み比の約6%増で予算を組ませていただいているところでございます。

この予算につきましては、お一人、月560円の定額でございますので、その人数分を組ませていただいているところでございます。

それから、2点目のJR千里丘駅のエスカレーターの保守委託料の件でございます。

JR千里丘駅のエスカレーターの管理事業につきましては、この市内の複数年契約により一括入札で行っていただいているところでございます。20年度はこの切りかえ時期に当たりますところ、設計に提出する参考見積もりを徴しましたところ、この金額になっておるところでございます。最終的には、入札による差額を反映した契約金額にさせていただくということになります。

それから、3点目でございますが、かがやきプランの委託料の中身ということでお答え申し上げます。

せっつ高齢者かがやきプランにつきましては、対象者、約4,500人の方を、認定者あるいは一般高齢者を対象として、利用の意向の調査業務をさせていただくことになっております。

それで、委託につきましては、プロポーザル方式のコンペ方式で入札を予定いたしております。

内容につきましては、計画策定の趣旨、それから、計画の目標、重点課題、それから、計画書の構成、スケジュール、そういったものを含めて企画書を提出していただきまして、担当課長及び部長で各項目を採点いたしまして、見積もり金額も参考にしながら総合的に判断をして決めさせていただくことになっております。

それから、公募委員の3人の方ということなんですけれども、公募委員の3名の方は、1名の方が1号被保険者で、もう1名の方は2号被保険者、新たに追加いたしますもう一方につきましては、介護認定のある方ということになっております。

それから、コミュニティソーシャルワーカーについてでございますが、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、中学校区単位の身近な地域におきまして、要援護者に対する見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ機能を担う専門職という位置づけで、各一中、二中、三中、四中、五中のそれぞれの校区に一人ずつ置かせていただいているところでございます。

ましたデイハウスや別府のあいあいホールなどがありますので、そちらの方を、今、拠点として、地域の方との連携とい

うことで活動をしておるわけですが、今後、地域福祉課の方に異動いたしました場合でも、従前と同様というか、さらに、その地域とのつながりを強化していきたいというふうに考えております。

それから、地域包括支援センターとの関係ということでございますが、地域包括支援センターにつきましては、高齢福祉係の方に取り込む予定になっております。ですから、連携を今後はより一層強化してまいりたいというふうに考えております。

それから、社会福祉事業団の大規模改修についてでございます。

平成20年度は、つくし園の外壁改修や屋上防水ですね、それから、第1児童センターの外部改修工事など約1,000万円強の事業を予定しております。

平成21年度につきましては、ひびき園、はばたき園、身障老人センターも老朽化しているところから、まず、身障老人センターにつきましては、屋上防水、内装塗装を行うことになっております。はばたき園につきましては、外装の塗りかえ、それから、ひびき園につきましては、今、入所されておられる方で、床暖が必要な方がおられるところから、床暖の取り付けというのを予定いたしております。

それから、6点目でございますが、老人クラブの加入者の推移ということでございますが、老人クラブの加入者は、5年前の平成14年度には、63クラブ、3,982人の会員さんがいらっしゃいましたが、平成19年度には、クラブが4つ減りまして59クラブ、また、会員さんも380名ほど減りまして3,602人という経過になっております。

それから、緊急通報装置の減額の中身というご質問でございますが、緊急通報

装置につきましては、ちょっと手元の資料が18年度の当初と19年度の当初の利用者人数しかないんですが、18年4月1日現在で199名の方が緊急通報装置を利用されておられました。これは、ちょっと年度末の数字で申しわけないんですが、19年3月31日現在では231人ということで、32名、16%ほど増加しております。

それで、なぜ減額になったのかと申しますと、これは、19年度に、これエスカレーターと同様、長期で債務負担行為を組んで入札を行っている関係で、当初に比べて、参加者数が少なかったところから、入札には適さないということで見積もり合わせになっております。見積もり合わせをした結果、対象者の方がふえたということで安くなったものでございます。

それから、ふれあい入浴につきましてご説明を申し上げます。

ふれあい入浴につきましては、今まで、65歳以上の高齢者だけを対象としておったんですが、銭湯において、地域の子どもと高齢者等のつながりを持つことにより、顔の見える地域づくりを促進するとともに、家族との対話の場として、家族間の触れ合いを促進するというに変更させていただいて、さらに、子どもに銭湯のよさを知ってもらいまして、減少傾向にある公衆浴場の集客の回復というものも図っております。

それで、拡大の周知ということですが、現在、張り紙を銭湯にさせていただいていることと、4月1日号の広報で周知をさせていただくと。それから、新たに看板をつくらせていただいて、掲示をさせていただく予定になっております。

住宅改造、ちょっと今順番逆にさせていただきまして、高齢者移送サービスに

ついてのお問い合わせについてお答えをさせていただきます。

高齢者移送サービス。10月以降はどのようなになるかというお問い合わせなんですけれども、現行、道路運送法の改正によりまして、平成20年10月以降は、現行方式での制度運営が不可能ということになっております。今、幾つかの方法を検討しております。主に三つの方法を検討しております。

一つが、市町村が実施主体となって、無償で行うという方法ですね。

シルバーが主体となって、福祉有償運送をやるというやり方。

それから、そのまま継続するというやり方の三つがございますが、今のところ、二つ申し上げた、無償で行うか、あるいはシルバーが主体となって、福祉有償運送に新たに乗り出してもらおうかというやり方を検討しておるんですけども、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、現在、利用されておられる方にご不便をおかけしないような方法で実施をしてまいりたいと。半年ございますので、その間に結論を出させていただいて、実施したいと考えております。

住宅改造費助成につきましては、平成20年度から大阪府の補助金の交付割合が、4分の3から2分の1に引き下げとなりました。そのことによりまして、市が負担すべき一般財源が倍増することになりました。

そこで、安定した制度運営のために、交付限度額を100万円から60万円に改正をさせていただきたいというふうに考えております。

具体的に、60万円の金額をどうやった出したのかというふうなことになろうかと思うんですが、過去3年間の助成実績をもとに、交付限度額改定のシミュレ-

ションを行っております。過去3年間の助成実績は、35件で約1,800万円でございます。府補助金交付後の、実質、市の負担額は約450万円となっております。

シミュレーションの結果といたしましては、上限額をそれぞれ50万円、60万円、80万円に改定いたしますと、実質の市負担額は、それぞれ11%増の500万円、35%増の610万円、74%増の790万円となりました。もし従来の市負担額と同額にしようと思えば、上限額は46万円程度に引き下げなければならないということがわかりました。上限額を46万円に改定いたしますと、実質、市負担額は約450万円となり、改定前とほぼ同額となります。

本市の財政状況は、平成18年度に危機を脱したばかりでございますが、いまだ厳しい財政状況にはございますが、市民負担の増加をできる限り抑制するとともに、安定した制度運営を図るため、甚だ恐縮ではございますが、市負担が35%増となるような、上限額60万円の改定をお願いするということでございますので、よろしく願いいたします。

○安藤委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 私の方からは、地域包括支援センターも含めまして、介護保険課に係るご質問、5点についてお答え申し上げます。

まず、44ページの指定介護予防支援事業のケアプラン原案作成委託料についてでございます。

これにつきましては、要支援の方のケアプランについては、基本的には、本市の場合は、直営の地域包括支援センターが作成しておりますが、一部、その原案を委託しているということでございまして、その委託の内容につきましては、月々

のプランの作成ですね。利用者あるいはご家族の方と相談しながら、どのようなサービスを何回使うのかというようなプランの作成、それと、それぞれの事業者との連絡調整の業務を委託しております。

それから、3か月に1回、その計画の達成状況と見直しというようなことも業務内容となっております。

それを、直営の地域包括支援センターの方に提出いただきまして、中身についてチェックをして、地域包括支援センターの責任で計画を作成したというような流れになっております。

具体的に、どのような方を対象にしているかと言いますと、基本的に、もともと要介護で民間のケアマネジャーさんがプランをつくっておられた方が、更新とかで要支援になったという場合に、担当が直営の職員にかわるわけなんですけど、それをかえずに、もともとのケアマネジャーさんに、利用者との人間関係ができていたりとか、いろいろな条件があろうかと思えますけれども、もともとのケアマネジャーさんに委託をするという例がほとんどということになっております。

この中で、ケアプラン原案作成委託料と、それから、その次の項目としまして、介護予防支援業務委託負担金と二つになってるんですけども、中身的には同じでして、上の委託料につきましては、大阪府外の事業所に委託した場合、あるいは64歳までで、生活保護を受けておられる方の場合は、直接事業者さんと委託と。それ以外の、通常、市内の事業所で利用されている場合については、国保連合会を通してその費用を支払うということで、負担金という科目で予算を組んでおります。

それから、2点目ですが、繰出金の市負担分はというお問い合わせですが、この5億

2,521万9,000円の内訳としましては、介護保険の保険給付費の法定分、12.5%に当たる分が3億8,800万6,000円、それから、地域支援事業費の介護予防、それから、この包括支援センターにかかわる部分、それから、任意事業にかかわる分の法定負担分、これの割合が、介護予防が12.5%、それ以外が20.25%が法定負担になっておりまして、それに係る繰出金が1,611万7,000円。それ以外に、人件費、事務費については100%の繰出しということで、1億2,109万6,000円で、合計5億2,521万9,000円となっております。

次に、訪問介護利用料助成事業について、障害者の制度との違いということなんですが、訪問介護につきましては、介護保険の方が優先ということになりまして、介護保険にない、例えば、社会参加のためのガイドヘルプとか、障害者の自立支援の制度を利用させていただくことになるんですけども、この助成制度につきましては、制度変更に伴う経過措置的なものでございまして、以前、障害者の制度を無料で利用されていた低所得の方々につきまして、この平成20年6月の利用までについては公費負担があつて、利用料が減額されるというようなことになっておりますので、一応、国の補助要綱に基づく、府と市の負担というような形でございます。

ですので、20年度につきましては、6月の利用分までの予算を計上しております。人数的には、予算上は、月30人ぐらいの方を見込んでおります。

それから、社会福祉法人の介護特例補助事業についてでございますが、これにつきましても国の補助事業でございますが、まず、軽減の対象となる方につきま

しては、年間の収入が、ひとり暮らしの方であれば150万円以下、世帯員が一人ふえるごとに50万円を加算、預貯金が、ひとり暮らしの場合は350万円以下、世帯員が一人ふえるごとに100万円を加算、それと、活用できる資産がない、それと、親族等に扶養されていない、それから、保険料の滞納がないと、この五つの条件を満たす方々が対象となります。その方々については、市の方に申請をしていただいて、減額認定証を交付いたします。原則として、利用者負担が4分の1減額されるというようなものでございます。

利用できるサービスとしましては、社会福祉法人が運営しております特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービスということでございまして、一定、社会福祉法人の方が、その利用者負担の減額分を、その法人の役割として負担するという制度になっております。これにつきましては、例年、執行が少ないというか、ない場合が多いんですけれども、それは、各法人が減額しました分が、そのサービスの総収入の1%以内におさまった場合は、法人による単独負担ということで、市、府、国からの補助がないというような制度になっておりますので、実際、執行が少ないんですが、予算的には、各サービス、20年度は5名程度が利用され、それに対して市の方が補助を行うという予算計上をさせていただいております。

それから、補正の方で、14ページの包括支援センター負担金の歳入の減に対する歳出はというお問い合わせでございますが、これにつきましては、42ページの19節の負担金、補助及び交付金のうち、介護予防支援業務委託負担金の165万円の減額。これも、先ほど申し上げました

ように、ケアプランの原案委託を国保連合会を通して支払っている部分、これについて、それぞれ歳入も歳出も、もとの予算よりも件数が少ないということで減額をさせていただいております。

ただ、直接、直営でプランをつくっております分については、歳入に対して、歳出が減ということではなくて、人件費、物品費等はほぼ予定どおり使っておるといような状況でございます。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 私の方から、犯罪被害者支援のご答弁をさせていただきます。

歳入のところの、32ページの被害者負担金でございますが、これにつきましては、犯罪被害に遭われた方へのヘルパー派遣をされた、その利用者の負担の分でございます。26万4,000円でございますが、積算としましては、介護ヘルパーが行った場合は1時間当たり800円。それから、家事の場合は1時間400円、保育の場合も1時間400円というようない利用者負担を計上しております。

それと、犯罪被害者の条例の運営といえますか、対象者についてでございますが、まず、見舞金の支給につきましては、これ、見舞金条例が、議案第26号でございますけれども、それに基づいたことになると思うんですけれども、現在、福祉の方で、災害見舞金の条例がございまして。その中の犯罪行為について、こちらの犯罪被害者の条例の方にシフトしているというようないことでございます。

見舞金の支給の場合は、基本的には、犯罪被害者等給付金制度という国の法律がございまして。それに沿った形の条例になっております。

したがって、交通事故等の過失については、原則、対象外というふうにご

えております。

具体的な支給の対象者になりますのは、殺人とか放火、強姦などの凶悪犯のほかに、傷害、あと、強制わいせつなどの身体的被害に遭われた方に対しての給付金になろうかと思えます。ですから、故意犯とか身体犯の対象ということで、詐欺とか窃盗とか、財産犯につきましては対象外というふうに考えております。

また、市内に住所を有している方の場合ということになっております。ただし、被害に遭われて死亡された場合は、その市外に遺族の方がおられたら、市外の遺族の方にも給付するというようなことになろうかと思えます。

それと、遺族給付金につきましては30万円と、あと、傷害給付金は一応10万円ということで、これも、全治1か月以上という条件を考えております。

それと、原則は身体被害ということでございますが、対象者で、例えば、PTSDとかそういう精神的な疾患につきましても対象にはしたいと考えております。

それと、例えば、放火の場合でしたら、放火で身体被害に遭われたら、当然対象になるんですけれども、家だけの物損の場合は対象外というふうに考えております。これは、福祉見舞金の方で対象になるかなというように思っております。

それと、先ほどの、利用者負担でございますが、基本的には、例えば、生活保護世帯だとか、市民税の非課税世帯につきましては免除を考えております。

また、被害に遭われたということで、収入が減ったり、支出が多くなったりというような場合の減免措置も考えております。

それと、あともう一つ、犯罪行為が、例えば、被害者と加害者との間に親族関係があるというような場合につきまして

は、基本的には対象としないというふうに考えております。

それから、日常生活支援の分でございますが、これは、要綱の形で、今現在、要綱案を考えておるところでございます。

基本的にはヘルパー派遣でございますが、介護と家事と育児の援助になるんですけれども、例えば、介護でしたら介護保険とか、寝たきりの場合でしたら介護保険、難病とか障害者、それから、母子、父子の、そういうヘルパー制度は現在ございますが、例えば、40歳代の方が犯罪に遭われて、介護を要するようになったときには、その介護保険では救えないということになりますので、そういう介護ヘルパーの制度を立ち上げたということでございます。

それと、ヘルパーの対象になりますのは、犯罪被害に遭って、家事とか育児とか介護ができなくなった場合に、その被害者にかわってヘルパーが行うという場合。また、犯罪に遭ったことによって、要介護状態となったと。家族がその介護をするというときに、今まで、家族がしておられた家事、育児ができないので、それにかわって家事、育児のヘルパーを派遣すると。それとか、また、犯罪で要介護そのものになってしまった場合、その介護者がいないとか、あっても、働いているので介護ができないとかいう場合に、介護ヘルパーを派遣するということになろうかと思えます。

それと、派遣時間につきましては、一応、9時～5時を考えておりますが、必要に応じては、早朝、夜間ということも考えております。

それと、住宅支援の分でございますが、これも要綱の形になろうかと思えます。これにつきましては、現に住宅に困窮しているいうんか、困っている方が前提と

なります。例えば、自宅が犯罪現場、例えば、殺人とか強姦の犯罪現場となって、そこに住めない場合、家賃の助成をしようということなのです。

また、報復とかDV等により、さらなる犯罪行為というようなことで、被害を受けるおそれがあるという場合についての住宅の補助でございます。

あと、その他といたしましては、例えば、マスコミの取材攻勢に耐えられないとか、地域の無理解、誹謗中傷等々、その自宅に住んでいけないというような場合が考えられるかなというふうに思っております。

家賃助成の額としましては、生活保護基準というようなことで、今現在の基準が、単身で、月額4万2,000円、それと、6人までの場合は月額5万5,000円、7人以上が月額6万6,000円というような、生活保護基準での家賃補助を考えております。期間につきましては、原則3か月以内ということで、どうしても長期になる場合は、さらに3か月、6か月というふうに考えております。

また、当然、借家を申し込まれる場合、敷金が当然必要ということで、敷金については20万円を限度に補助していきたいというふうに考えております。

また、市営住宅等の、今現在、政策空家というふうなことで、平成23年まで、建て替えの分の政策空家のあいてる分がございまして、それにつきましても、もし犯罪被害者の方が了解されれば、現状のままで使っていただくというようなことも考えております。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○安藤委員長 再開します。

続いて、答弁をお願いします。

福永次長。

○福永保健福祉部次長 それでは、健康推進課に係る部分についてご答弁申し上げます。

まず、市民総合健診が特定健診にかかわることによる、国、府の負担金がどのようになるかということでございますが、特定健診につきましては、国民健康保険課の方に国、府の負担分が従来どおり入ってくる予定でございます。

また、予算書51ページにございますように、その他の健康増進法による保健事業、健診等につきましては、健康推進課の方に、国、府の負担金ではなく、府の補助金という形で、国、府、国庫が3分の1、府が3分の1の間接補助金として交付される予定となっております。

次に、保健センターの予算額の減額の内容についてでございますが、特定健診にかかりますことにより、保健センターの方にも国保年金課の方から、特定健診の費用負担の委託料が入ってくるという保健センターの予算収入の見込みとなっております。

ちょうど、本当に概数で申しわけないんですが、2,500人分ぐらいと見込んでおまして、例えば、心電図をされる方があったり、なかったり、眼底検査をされる方があったり、なかったりというようなことで、一人一人の予算額を約1万円と見込みまして、2,500万円を減額というふうに考えました。

その次に、がん検診の充実ということで、保健センターの方でも、胃がん、大腸がん、肺がんの検診の回数の増加等を予定しておりますので、それが約900万円分ということで、差し引き1,600万円の減額というふうになっております。

それから、休診の医師の状況について

でございますが、現在、休日応急診療所小児科の医師は、大阪大学医学部の小児科学教室から出向願っております。来年度につきましても、このまま出向いただける見込みでございます。

次に、特定保健指導の国保とのすみ分けについてでございますが、特定保健指導に関しましては、健康推進課と保健センターとで全面的に実務部分を実施していく予定としております。

予防接種についてでございますが、日本脳炎につきましては、ワクチンの制度の問題で、ただいまのところ見合わせとなっておりますが、国の認可がおり次第再開の見込みでございます。国の認可がいつになるかが不明なため、平成20年度も予算計上はさせていただいております。

そのほか、麻疹撲滅対策として中学校1年生と高校3年生への麻疹と風疹の混合ワクチンの新規接種が盛り込まれておりましたり、それから、この4月からになるんですが、BCGのワクチンが、今まででしたら、30人分で一つの単位だったんですが、それが、一人1ワクチンとなるような関連で、少し予算計上をさせていただいております。

それから、妊婦健診が、4月以降5回、公費負担という形を計上させていただいておりますが、国の方が14回ぐらいだと考えているのに、なぜ5回なのかという、その考え方の根拠でございますが、国の方が示しております14回という考え方は、母子保健法の、このように受けたらいいという助言どおりに受けると13～4回ということなんですが、財政の厳しい折から、公費負担については、最低5回ぐらいというような指針が厚労省の方から出ておりましたので、この5回という回数をとらせていただきました。

次に、乳児訪問の状況についてでございますが、平成19年度4月から、4か月までの赤ちゃんを全数訪問するということを目標に実施をしまいましたが、10月までの出生の方に対する家庭訪問の実施状況は83.8%でございます。現実には、産後2か月、3か月たっても、まだ実家にいらっしゃって、なかなかこちらに帰っていらっしゃらない方があったり、それから、本当に人数的には少ないんですが、家庭訪問させていただいても、もう面会を拒否されるという方もございます。

それから、何か重要な事例はありませんかというご質問ですが、実は、家庭訪問いたしましたときに、産後、うつ病の間診票を実施させていただいております。その中で、やはり治療の必要な方があったりということもございました。

肝炎の検査のことについて、特定健診と合同ですという予定にしておりますが、単独ではやらないのかというご質問に対しましてのお答えをさせていただきます。

まず、この特定健診と同時にやるということは市町村の責務であるというような肝炎対策の方の考え方が厚労省の方から示されております。しかしながら、単独につきましては、現在、この肝炎対策、国の重要な課題であるという認識で、平成20年度末まで、大阪府の方が単独で実施をするという方針を決めておられます。それとの兼ね合いが、例えば、各医療機関でどのように振り分けたいのかとか、判断に迷うところもあるかと想定いたしまして、市の方が実施いたしますのは、健診と同時実施の場合というふうにさせていただきました。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 予算概要25ペー

ジ、防犯対策費の防犯灯設置工事費170万円の内訳でございますが、関電柱及びNTT柱への取り付け66灯、鋼管柱を利用した取り付け8灯、合計74灯の新設を予定しております。

この74灯は20ワットで積算しておりますけれども、36ワットの設置要望があれば、条件を整えば設置したいというふうに考えております。

20ワットから36ワットへの照度アップにつきましては15灯を見込んでおります。

○安藤委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 予算概要73ページの環境センター費のごみ減量指導嘱託員賃金について、増の内容でございますが、ごみ減量の推進及びごみ質による焼却施設のトラブル防止のため、持ち込みごみのごみ質等の調査・指導及び資源化をする嘱託員1名と、昨年、計量担当職員が退職しましたため、その後任として、嘱託員1名の、合計2名を雇用するもので、19年度に比べまして、嘱託員1名が増となっているものでございます。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 塵芥処理費の減額ということで、特に、概要で申し上げますと、71ページのごみ収集処理事業の中の委託部分について、むだな予算ではないのかということのお問いただと思っておりますけれども。

これは、内容的に申し上げますと、まず、可燃ごみの収集運搬委託料がございます。これが、本来、年間の収集世帯をもって委託契約を行っておりますが、その世帯の年間世帯数が、19年に比べますと減少いたしております。そのことによって、委託料も減額ということがございます。

あわせて、不燃ごみも、同じように世帯数で行っております。これも同じような額で減額をいたしております。

それから、廃乾電池の運搬処理費委託料がございます。これも、処理量が若干減っております。それに伴いまして、処理費も5,280円から4,800円というふうな減額ということで、必然的に委託料も減額いたしております。

それから、広域廃棄物処理埋立処分場の整備委託料、先ほど、質問がございましたけれども、この委託料も、20年度事業におきましては、それから算定いたしますと、やはり若干負担金が減額したということがございます。

それが主に委託料の中の減額の理由ということになっております。

それから、ごみ減量啓発事業の増額ということもございますけれども、これは、印刷製本費の中の分別収集の手引きというのがございまして、これも20年度の中で印刷を行うわけですけれども、内容の充実を図るということもございまして、単価がちょっとアップしているということと、それから、もう1点、手数料でございます。これは、エコアクション21の取得にかかります手数料ということで、これも増額というふうになっております。

それから、細かく申し上げますと、筆耕翻訳料の、これも若干の増額ということがございます。

それから、リサイクルプラザの修繕費の、これも増額ということがございますが、従来、空き缶とペットボトルの圧縮機がございまして、これが、従来、修理費を計上いたしております。しかしながら、保守点検が従来からされておりましたので、若干、修繕になりますと機械がとまってしまうということで、保守点検の委託料を計上させていただいて

おります。

それと、トラックスケールの計量のパソコンのシステムの更新ということで、ソフトのバージョンアップという形で計上させていただいたと。これが主な増額の内容でございます。

○安藤委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 住基ネットの保守委託料が市民課の予算から消えたのは、オープンシステムによるものかということの第1問目の質問でございますが、そのとおりでございます。

2番目なんですが、予算概要の36ページ、戸籍システム保守委託料、それと、戸籍システム借上料の明細について報告させていただきます。

現在まで市民課で使っておりますワープロ形式の戸籍システム、DRQというんですが、その保守委託料が68万1,000円。それと、今度新しく戸籍のコンピューター化に伴うシステムで、戸籍電磁化に伴う通知郵送費、戸籍データ検査用紙、それから、窓あき封筒、戸籍データ複写機費用ですね、これで82万1,000円。これが150万2,000円の内訳でございます。

それと、その次の、戸籍システム借上料なんですが、これは50年リースの、平成21年1月から3月までの分の戸籍システム借上料のリース料でございます。

○安藤委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、私の方から、葬祭事業に係ります、予算概要69ページの歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。

市民からちょうだいいたしております使用料につきまして、この歳出予算にどういふふう反映しているかということについてでございますが、予算書の歳入、33ページ、衛生使用料の市営葬儀使用

料4,240万8,000円を計上させていただいておりますが、この中身でございますが、市営葬儀の執行件数を、前年度と同件数の210件、前年度と若干種別ごとの割り振りを変えておりますが、210件見ております。これは歳入歳出とも、当然ながら同じでございます。

この使用料4,240万8,000円のうち、納棺から葬儀の執行までの、いわゆる指定業者さんに委託している葬儀の部分が3,600万3,000円でございます。それと、霊柩車の運行使用料が535万5,000円、これ合わせますと4,135万8,000円となるわけでございますが、これが市民からちょうだいする使用料の火葬料を除いた部分の使用料でございます。この使用料を財源といたしまして、歳出予算69ページの市営葬儀委託料に霊柩自動車の運行会社及び指定5社に対する委託料としてお支払いをするというふうな構造になっております。

それと、続きまして、斎場の補修という部分でございますが、今年度、斎場も昭和54年から非常に長期間使用しておりますということで、第三者の目で、現状の把握ということを中心として、現在取り組んでおるところでございますが、現状の把握、機能的にどうかという点に関しましては、酸素濃度の測定、また、あわせて実施いたしておりますダイオキシンの調査、これの結果も、国の示しております基準をクリアした結果ということで、今のところ、機能的には問題がないというふうにも判断をしております。

ただ、目視ではわからない鋼板の磨耗が経年により一部薄くなっておるということは報告の中で見受けられます。ただ、これをもって直ちに耐用年数がかかるかということについては、私ども、そういう

ふうには考えておりません。今後、火葬業務の適正な燃焼管理、あるいはメーカーとの協議をする中で、今回の機能検査の結果を受けて、修繕部分、改修の部分については、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

それで、この機能検査の結果を受けて、来年度予算でございますが、健康推進課で所管しております斎場と葬儀会館でございますが、葬儀会館の、先ほど、委員ご指摘の225万6,000円につきましては、葬儀会館の補修ということで上げさせていただいておりますが、これにつきましては、屋上陸屋根部分の防水工事、これがもう10年目に入りますので、事前にやりたいということでご提案をさせていただいております内容です。

それと、斎場でございますが、火葬炉の場合、構造的に耐火れんがを積み上げての構造になっております。このれんがというのは、当然、非常に間欠燃焼ということで、収縮したり膨張したりというふうなことで、非常に過酷な条件で使われてますので、毎年、火葬台については更新が必要。これがおよそ100万円。それと、大体、500体で1炉ずつの主燃焼炉と再燃焼炉内の耐火れんがも更新していかなければならない。これが、来年度、2号炉で予定しております。これに要する費用が410万円ということで、あと、その他、火葬台を乗せておりますレール、これの取りかえも、一部磨耗しておりますので、220万円ほど計上させてもらっております。

そのほか、機能検査の結果、一部、少額ではございますが、炉圧調節の機器などが、既にもう耐用年数がきておるといふふうなご判断をいただきましたので、それなどの更新も、来年度予算で計上させていただいておりますというところでござ

います。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こども育成課に係る幾つかの点についてご答弁させていただきます。

まず、地域の子育て支援拠点についてでございますが、今回、正雀本町のつどいの広場に補助を出すということになりますと、合計5か所のうち4か所が安威川以北に集中するのではないかとというご指摘でございますが、この点につきましては、確かに安威川以南地域の拠点をどうしていくのかというのが問題にはなってくるかとは思っています。

一つは、別府地域の方々も、正雀本町の商店街に買い物に行かれるときに、このつどいの広場をご利用になられているという実態がございます。

また、東一津屋地域の方ですとか鳥飼地域の方につきましては、平成19年度より、鳥飼保育所の一室を使いまして、摂津市の地域子育て支援センターの方から職員が出向くという形をとりまして、週三日ほど広場活動を行っております。

そういう形で、安威川以南地域の地域子育ての支援につきましては補っていくといいますか、いろいろな工夫を今後も重ねていきたいというふうにご考えております。

また、児童センターの安威川以南地域での整備の問題がございましたけれども、これにつきましては、次世代育成支援行動計画の中でも検討ということをお願いして、担当課といたしましても、大きな課題ではないかというふうにご考えております。

次に、次世代育成支援行動計画策定事業についてでございますが、委託先といたしましては、前期計画の策定経過も踏まえながら、計画策定や調査を業務とす

るところに業務実績も勘案いたしまして、委託をしていくというふうに考えております。

また、ニーズ調査の規模でございますが、前回、就学前、就学後合わせまして3,000世帯の規模といたしておりましたので、大体、同程度の規模を考えております。

次に、オレンジリボンキャンペーン事業についてでございますが、普通のリボンかバッジかというお問い合わせでしたけれども、規定のものがございますので、普通の布のリボンで作製をしたり、また、購入をしたりしながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、児童手当と児童扶養手当の対象者の推移についてでございますが、まず、児童手当についてですが、平成17年度の決算では、年間の延べ人数、子どもの延べ人数になりますが、年間で8万5,430人ございました。それから、平成18年度決算では、10万5,891人、それから、19年度は、予算で11万820人、平成20年度予算では11万1,804人を見込んでおります。

児童扶養手当の対象者でございますが、平成17年8月末で、受給者数が720人、18年8月末で778人、19年2月末で781人、20年2月末で782人というふうになっております。

見込みといたしましては、20年度につきましても、19年度と大きく変わりはないものというふうに考えております。

それから、児童扶養手当の一部削減についての凍結の内容についてというお問い合わせでしたが、これにつきましては、平成20年4月より、半額が減額になるという方が出るということになっておりましたけれども、一部支給停止適用

除外事由届出書というのがございまして、その届け出をすることによって、除外の方を拡大するという、そういうことになっております。ですから、制度といたしましては、この平成20年4月より、児童扶養手当の減額が始まるということにはなっております。

4月適用の方に対しましては、2月にこの届出書を個々の方にお送りいたしておりまして、既に受け付けを始めているというところでございます。

次に、保育所の待機児童数の推移でございますが、平成19年、年間を通して、待機児童数はゼロということになっておりますけれども、各保育所で転園希望の方も含めまして、登録をされている方につきましては、19年10月で42名、それから、平成20年2月で65名ということになっております。

同じ2月で、平成19年と比較いたしますと、81名が19年の数でございますので、その数よりは減少しているというところでございます。

次に、人件費の減少と、それから、非常勤職員の賃金の増についてということでございますが、まず、人件費の減につきましては、定年退職者6名と、年度途中の退職で、合わせて7名の退職がございました。それに対しまして、新規職員を7名採用しております。その賃金の差額分がここにあらわれているものでございます。

また、非常勤の増につきましては、本年、障害児保育の対象の子どもさんがふえまして、それに対する加配の保育士がふえていることによるものでございます。

正職員とのあり方の違いというお問い合わせでしたが、まず一つには、保育士としての責任というのは、臨職であれ正規の職員であれ、すべて子どもに対し

てあるいは保護者に対して、あるいは業務に対して、それは同等にあるものだというふうに考えております。

それですので、臨時職員さんにしましても、個々の子どもに対して、あるいは個々の保護者に対して、その対応については責任を持って行っているところでございます。

ただ、クラス運営の責任ですとか、あるいは月々の保育計画ですとか、保護者に対するお便りですとか、会議への出席ですとか、あるいは継続して必要になってくる業務ですとか、そういうことに対しては、正規の職員が責任を持つという形で対応をしているところでございます。

続きまして、母子自立支援員の賃金と報酬についてでございます。

今まで、非常勤特別職といたしまして、月額報酬17万3,000円で、年間207万6,000円ということになっておりました。今回上げさせていただきますように、非常勤一般職ということになりますと、賃金といたしましては229万7,700円ということになっております。交通費が30万円ということで計上をさせていただいております。

次に、乳幼児医療費助成の対象とひとり親医療費助成の対象者についてということでございますが、平成20年度の予算を組むに当たりまして、乳幼児医療費助成の対象者数は5,410人で予算を組んでおります。

また、ひとり親医療の方につきましては、延べの年間の人数になりますけれども、2万3,322人を上げさせていただいております。

○安藤委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 まず、1点目の地域子育て支援補助事業につきまして、

増額の理由についてお答え申し上げます。

現在、地域子育て支援センター小規模型を2か所、つどいの広場1か所、計3か所に補助金を支出しております。その金額が844万6,000円になっております。

20年度の変更点につきましては、さきの議会からもご説明しておりますように、NPO法人キッズポテトが実施するつどいの広場事業に補助することになりましたので、1か所ふえることとなります。

それと、国の制度の変更によりまして、地域子育て支援センター小規模型が広場型に変更になりましたので、その分の変更も合わせまして4か所になりまして、1,579万7,000円ということで、こちらの方の委託料が増額になりました。

大阪府の補助金の関係ですが、この事業につきましては、3分の1が国、3分の1が府、3分の1が市の負担になっておまして、現在、大阪府の補助金で、いろいろ報道等とかいろいろ説明の中で、3分の1の暫定予算を組まれておるのですが、これにつきましては、摂津市としては、現状を見守るしかしょうがないんですが、今のところ、このままの事業で実施する予定で原課は考えております。

続きまして、子育て支援短期利用事業の額がふえた理由につきましてご説明申し上げます。

この事業の最近の決算状況を申し上げますと、平成17年度決算では26万円でした。18年度決算額では60万5,000円でした。年々利用者がふえてきております。これは社会情勢によるものだと思いますが、今年度は70万9,000円の予算を少し大目にとっております。

続きまして、家庭児童相談室運営事業

の庁用器具費の額の増額について説明申し上げます。

これは、12月補正でもお願いしましたが、障害者自立支援対策臨時特例交付金が市に交付されている部分であります。この障害児を育てる地域支援体制整備事業は3か年事業でありまして、3年間で350万円の補助金をいただけることになっておりまして、18年度で16万7,000円、19年度で、先ほど言いましたように、12月補正でお願いしました217万8,000円、20年度には115万5,000円の補助金をいただける予定になっておりますので、100万円を庁用器具費に回し、15万5,000円を消耗品費に回しました関係で、この分だけ増額になっております。

続きまして、助産施設入所承諾事業の増額について説明申し上げます。

19年度は10件の予算の予定をしておりましたが、予算要求の段階で、もう既に10件に近づいておりましたので、だんだんふえていくだろうということを見込みまして、今年度は15件で予算計上をしております。その分だけ増額になっております。

続きまして、58ページの保育所の整備事業の内容でございますが、3点予定しております。

まず、老朽化により雨漏り等がありますので、鳥飼保育所の防水工事を予定しております。

次に、子育て総合支援センターのベランダの木製部分が腐食しておりますので、その部分の修繕を考えております。

あと一つは、園庭の遊具の補修を考えております。

以上で、459万9,000円になっております。

続きまして、家庭児童相談室の臨職の

給料が上がっている部分につきまして、ちょっと申しおきましたので、追加させていただきます。

これは、今年度、一般の方で予算を組んでおりましたけれども、家児相の方に組みかえた関係で、家児相の方がふえているという状況になっております。

最後に、今年度の19年度の補正予算の内容についてご説明申し上げます。

19年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、保育所に入所する園児の減少による減額によりまして、補正予算書14ページ、私立保育園保育料で1,660万4,000円の減額、15ページになりますが、国庫負担金、279万6,000円の減額。17ページになりますが、府負担金、139万8,000円の減額で、2,079万8,000円の歳入の減を予定しております。

歳出につきましては、44ページに記載しておりますが、民間保育所運営費補助金で292万5,000円の減額、保育所運営費負担金で2,250万2,000円の減額で、合わせまして2,542万7,000円の減額で、入所者数の減は、延べで言いますと、1万6,284人、当初予定、延べで考えておりましたが、この補正予算によりまして、1万4,372人の延べで計算しております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係る環境面における改善のための施策の状況についてのご質問にご答弁申し上げます。

今日の環境問題は、大気汚染、水質汚濁の問題、自動車騒音、自動車排ガス問題と種々多岐にわたっております。その中で、とりわけ、市民の健康面で問題になるのが大気汚染問題がございます。その中で、大気汚染の主な物質であります二酸化窒素の改善状況を申しますと、平

成18年度においては、市役所横に設置されています大阪府大気汚染常時監視自動車排ガス測定局の二酸化窒素濃度は、環境基準の0.06PPMを下回る0.057PPMで平成15年以降は、環境基準以内で推移しています。これは改善の方向であると認識しております。

参考までに、自動車排ガス測定局36局中、約97.2%の35局で基準をクリアしておる状況でございます。

この二酸化窒素については、平成4年に制定された、(通称)自動車ノックス法に基づき、ディーゼル車の車種規制など、窒素酸化物削減に向けた各種施策の実施によるものと考えております。

さらに、平成13年6月には、自動車ノックス法が改正され、窒素酸化物の規制強化が図られるとともに、浮遊粒子状物質が新たに規制もされ、自動車ノックスPM法が公布されております。

また、大阪府においては、自動車ノックスPM法の排出基準を満たさないトラック、バス、非適合車が、区域の対策地域、摂津市を含む37市町村を発着としまして運行することを禁止する流入車規制を、来年、21年1月1日から開始することが決まっております。

この施策により、自動車による排出ガス量がさらに抑制され、総合的な大気汚染防止対策が進み、大阪府下の自動車排ガスが、測定局でも100%近くに環境基準が達成されるものと考えております。

次に、水質汚濁状況でございますが、環境基準が設定されています安威川及び大正川については、いずれの河川も基準を達成しております。しかし、一部の水路等におきましては、水質の汚濁が認められ、ダイオキシン類等の問題もございましたが、改善の方向にあると認識しております。

今後も、府などの関係機関と連携しながら、広域的かつ総合的な大気汚染や水質汚濁問題等の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○安藤委員長 小矢田参事。

○小矢田高齢者障害者福祉課参事 障害福祉に関するご質問についてご説明させていただきます。

まず、予算概要45ページ、障害者雇用助成についてでございますが、この制度については、公共職業安定所の紹介によりまして、障害者を継続して雇用する常用の労働者として雇い入れ、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、その支給期間終了後も継続して雇用する事業主を対象として助成を行う市単独の事業でございます。

今回、この20年度の予算額が、19年度と比較して同額であるのご質問でございますが、職業安定所からの情報提供では、平成20年度は、精神障害の方がお一人だけと聞いておりますので、19年度と同額での予算計上となっております。

また、周知方法につきましては公共職業安定所を考えております。

次に、予算概要46ページ、共同生活介護・共同生活援助事業についてでございますが、19年度までのグループホーム、ケアホームに入居された方への給付費としては、20年度の予算上では、同じく46ページにあります介護給付訓練等給付事業の障害福祉サービス費等給付費の中に含まれております。

今回、この共同生活介護・共同生活援助事業で予算計上させていただいております内容としましては、20年4月に開設する共同生活介護事業所に関しての市単独の補助でございます。

その補助の内容といたしますのは、市内

で、グループホーム、ケアホームを開設する事業所に対しまして、補助金を交付することによって、グループホーム、ケアホームの整備の促進を図るという内容のものでございます。

あと、次に、同じく予算概要46ページ、地域生活支援事業についてでございますが、この中の、移動支援に関しましては、18年度の実績としまして、3,065万712円となっております。19年度の決算見込みとしましては、それを少し上回る程度と見込んでおります。20年度に関しましては、児童の利用者数がふえると見込まれるため、この予算計上をさせていただいております。

また、同じく地域生活支援事業の中のデイサービスに関しては、18年度の実績としましては349万3,713円、19年度におきましても、ほぼ同額程度と考えております。こちらも同じく20年度につきましては、利用者の増を見込んでおります。

同じく、訪問入浴サービスに関してですが、18年度の利用者としてしましては、5人利用者の方がいらっしゃいました。19年度は、現行7名ですが、このサービスに関しましては、19年度から、これまで週1回の訪問入浴の利用を可能としていたものを、週2回へ利用回数をふやしたものでございます。しかし、この現行7名の方のうちで、長期入院をされた方が多かったため、現在のところ、利用回数が減となっております。20年度につきましては、現行の利用者に加えて、新しい利用者、その方が週2回利用されたことを見込んで、この予算計上となっております。

次に、予算概要46ページ、障害福祉計画策定事業に関してでございますが、利用者の意見を、アンケート以外のどの

ような形でお聞きするのかというご質問に関してですが、これにつきましては、障害者団体とのヒアリングや、市内作業所の通所者や家族、また、作業所指導員の方へのヒアリングを実施する予定となっております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、私の方から、国保年金課にかかわります部分についてお答えさせていただきます。

予算概要の47ページの、まず、国民健康保険特別会計繰出金事業の分で、繰出金の内訳ということでございますが、まず、職員給与費等の繰出金として1億4,018万5,000円、次に、出産育児一時金の繰出金といたしまして5,833万3,000円、そして、低所得者等への保険料の緩和措置としての法定軽減というのがございます。その部分にかかわる財政補てんに当たります保険基盤安定の繰出金が3億5,633万8,000円となっております。

そして、法定外の部分で、特定健診に係ります部分が1,517万8,000円、それと、保険料の軽減分の繰り出しが2億7,062万5,000円となっております。

そして、平成20年度からの後期高齢者医療制度に係る支援金と老健拠出金の減少に係る、この保険料軽減分への影響はということでございますが、20年度、この当初予算で計上させてもらっている額で申し上げますと、老健の拠出金が1億9,083万3,000円、後期高齢者の支援金が10億4,239万8,000円ということで、合計で12億3,323万1,000円となっております。19年度の当初予算での老健の拠出金が17億7,390万5,000円となっておりますので、単純に比較いたします

と、約5億4,000万円の支出の減という形になっておりますが、歳入の方におきましても、75歳以上の加入者というのが、すべて後期高齢の方に移行いたしますので、その部分にかかわります保険料収入というのがなくなります。

それと、老健の拠出金の負担分としての国、府の部分というのでも減ってくるという形になりますので、恐らく、この辺で、この5億4,000万円の支出の減の部分も、同じように歳入でも減ってくるのかなというあたりから考えると、保険料軽減分への影響というのはないものと考えます。

次に、老人保健医療特別会計繰出金事業の中身でございますが、これにつきましては、後期高齢の医療制度というのが4月から始まる形になりますので、医療費の支払いにつきましては、実は、3月診療分から2月診療分を1年間の会計としておりますので、老人医療に係ります3月診療分というのが、この20年度会計での執行が必要になってきますので、その部分の法定分に係る部分を繰出金として計上させていただいております。

その次に、大阪府後期高齢者医療広域連合運営事業ということで計上させてもらっている部分につきましては、広域連合の共通経費に当たる部分への市町村への負担金と、後期高齢者の医療給付に当たる法定部分の負担金となっております。

その次に、後期高齢者医療特別会計繰出金事業について、後期高齢者の保険料の収納率など、関連があるのかどうかということでございますが、この点については、現時点では、収納率とは関係なく繰り出すという形になっております。

次に、予算概要の53ページの老人医療費助成事業についてでございますが、予算額が減になっている理由でございま

すが、ご質問にありましたとおり、後期高齢者医療制度がスタートすることについては影響はございません。これは、対象者数の減による予算額の減少という形でございます。

それから、議案第10号、19年度一般会計補正予算（第5号）の中での委託料で、高齢者医療制度保険料激変緩和措置システムの改修ということで、その内容でございますが、この部分につきましては、既にご承知のとおり、被扶養者保険、社会保険の家族の方で、被扶養者であった方に対する保険料負担の激変緩和を実施するためのものでございます。

その内容につきましては、平成20年4月から同年の9月までは、社会保険の被扶養者であった者については、保険料の徴収を凍結すると。10月から21年3月までについては、均等割の9割を免除した形の措置をするというものでございます。それに係るシステムの改修費用ということでございます。

○安藤委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、福祉総務課にかかわる部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、社会福祉協議会の事業内容でございますが、社会福祉協議会につきましては、地域福祉の推進を図るために、みずからの事業としまして、地区・校区福祉委員会との連携及び活動の支援、小地域ネットワーク活動、ボランティアセンター活動、地域福祉権利擁護事業、移送サービス事業、電話による心の相談、介護相談、それから、福祉活動拠点の整備等の事業に取り組んでおられます。

また、市の委託事業といたしまして、ふれあい配食サービス事業、声の宅配サービス事業、紙おむつ給付助成事業、ファミリーサポートセンターの運営等に取り

組んでおられます。これに加えて、介護保険や障害者の自立支援法に基づく制度としまして、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、居宅介護事業所の運営に取り組んでおられます。

市といたしましては、市委託事業のほかに社会福祉協議会補助事業といたしまして、職員の人件費、ボランティアセンター活動費、小地域ネットワーク活動費、地域福祉権利擁護事業、それから、地域福祉活動拠点の運営事業等に対する補助金を予算計上させていただいております。

また、社会福祉協議会の移転に伴います事業内容の見直しや予算等につきましては、これからの協議と考えております。

続きまして、生活保護費についてでございますが、今回、1億1,303万6,000円の減額補正予算を計上させていただいております。これは、千里丘東五丁目で、アルコール依存症の方を対象としました社会復帰施設を運営しておりましたバチカンマックが、平成19年3月に閉鎖されました。これにより、生活保護費を受給しておりました、定員22名全員分の生活扶助、住宅扶助、医療扶助の給付がなくなったことから、今回、減額の補正を計上させていただいたものでございます。

次に、20年度の生活保護費につきましては、19年度と同額を計上させていただいております。平成17年度におきましては、対前年度比13.7%の増がございましたが、18年度は4.7%の増、19年度につきましては、見込みではございますが、上半期の状況等から1%程度の増になるのではないかと想定しております。19年度につきましては、先ほど申し上げましたように、施設の閉鎖という事情もあったことから、増加率が低かったという面もございますので、

20年度につきましては、19年度と同額で、7%程度の増を見込んで計上させていただいております。

機構改革につきましては、現在の福祉総務課の保護係が独立しまして、生活支援課となります。業務内容につきましては変わることはないというふうに考えておりますが、市民生活を支援する立場から、適切な業務の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 概要79ページ、産業振興課、中小企業金融対策事業における事業資金融資の運転資金1年延長の開始時期と、1年延長に伴う保証料及び利子補給金の予算措置についてお答え申し上げます。

まず、延長開始時期でございますが、来る3月18日(火)に、13の関係金融機関との中小企業資金融資会議を予定しております。

今回の審議内容は、1.2%の利率についてと、運転資金1年延長についてであります。

本市制度は、保証協会100%保証に基づくもので、既に保証協会に対しまして内々に打診を行い、了解を得る中での会議に臨んでまいりますので、銀行側の抵抗は少ないとの前提で、新年度早々の4月1日書類受け付け分から開始を考えております。

続きまして、延長に伴う予算措置についてでございますが、この制度補助は、該当事業所の債務終了時に保証料と利子を補助するものでありますので、延長に伴う予算措置は早くても4年後、2012年の予算から計上が見込まれるものであります。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

あとは、要望というか、いろいろはしょっていきたいと思います。

まず、防犯灯対策をぜひ頑張って、明るくもしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

犯罪被害者の負担金の方は、利用者の負担、ヘルパーさん派遣で、時間400円、こういったものが要ということがわかりました。減免措置などもあるということなんですけれども、要綱もこれからということなんで、これ条例の方で、ぜひ、もう少し審議お願いしたいと思います。

それから、エスカレーターの方も、管理費が新しく入札されたということで、よくわかりました。

かがやきプランの策定、今年度、頑張ってやられるということなんですけれども、介護認定のある方も加わってということですので、ぜひとも利用者の声が反映できるかがやきプランの策定に、ぜひとも努力をお願いしたいと思います。

それから、社会福祉法人の介護特例補助についてなんですけれども、これ、こういう福祉の援助の利用者によくわかる説明というか、関係機関にはもちろん、150万円以下の方で、いろいろな条件を満たす方が市へ申請して、減額措置を受けて、事業所で減額措置を受けるということになりますね。それを、今度、社会福祉法人は市に持ってきてというような話なんですけれども、こういった中身がよく市民にもというか、利用者の方にもよくわかるような形を、ぜひお伝えいただきたいと思います。しかも、これが、1%未満が使えないということで、使われていないということもありますので、皆さんが、これに該当する方が使うということになれば、こういった制度も生かされるのかなと思いますので、ぜひとも、

関係機関の方々にも周知の方をお願いしたと思うんですが。

こういう利用制度、このハンドブックとか置いてくれているんですけども、市民の理解がどこまで進んでいるのかということで、私たちが、こういう市民の相談を受ける中で、照会して、初めて、あ、こんな制度あるんだというのが、よく言われるケースが非常に多いので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、老人クラブの分なんですけれども、高齢者の対象人口というのはやっぱりふえていると思うんですけども、これが、クラブそのものが減ったり、それから、加入者も減っているという状態は、やっぱり社会的に策というか、高齢者の社会参加というのを促す策が必要なんではないかと思うんですけども、この点についてどういうふうに考えておられるか、一度お伺いしたいと思います。

それから、ふれあい入浴サービスですね、子どもさんを含めて、看板でお知らせもして、銭湯の集客の回復を図るということもおっしゃっていただきました。それであるならば、ぜひ、代表質問などでも、銭湯がどんどん減っているという問題、取り上げてますけれども、この街角サロンというか、助成というか、銭湯に対する助成ということも考えられるのではないかと思いますので、このあたり、市内の入浴施設に対する考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、老人医療費助成ですね、これで制度が変わらない、対象者が減っているというのが、ちょっと私理解できないんですが、これ、何で対象者が減っているのかというのを、医療助成、お聞かせいただきたいと、再度、お聞かせいただきたいと思います。

それから、あと、高齢者の移送サービ

スの話なんですけれども、そのままという選択肢もあるというようなお答えだったんですけれども、これちょっと納得できませんし、有償でやるのがいけないのか、ちょっとまた、これは、まだ結論は先だということなので、ぜひとも、固まってきましたら、常任委員会などにも連絡してもらって、どうしていくかという対応はご報告いただきたいと思います。決まってないということですから、もうこれは結構です。

それから、あと、児童扶養手当の凍結の話なんですけれども、これは、届出書を出して、今、2月に発行しているということなんですけれども、これ受け付けを開始すると。これは、国会で決まったことなんですけれども、この扶養手当を削減するということについては、母子家庭における就業環境が向上すると、しなければならぬという附帯決議がついて、この結論が出てるんですね。これが、本人が努力せんとあきませんよというふうにすりかわっていると私は思うんですけれども。これが、届け出さなければ削減されるということでは、少しも凍結ということにはならないんじゃないかと思うんですが、ぜひともこれ、制度というか、届け出さないかんよという周知に努めて、活用して、受けられるようお願いしたいと思うんですけれども、このやり方について、ちょっと私おかしいなと思うんですけれども、これが国からおりてきたのかなと思いますので、ちょっとこの中に、もう少しお考えをお聞かせいただければと思います。

それから、保育所の運営については、指導員、保育士ということでは、仕事内容が同じなのではないかと私思うんですけれども、そこで、非常勤と正規職員の差があるということでは、非常勤の方が

市役所でふえていて、代表質問でも出してましたけれども、これがいいことなのかということ、ぜひ庁内でも考えていただきたいと思ってるんです。

今、雇用が非常に非正規がふえてということで、ニュースでも、とうとう30%を超えたという話も出てます。これが貧困を生み出してるということなんですから、自治体としても、正規雇用をふやす努力をしていくべきなんじゃないかと思っております。

この間、ずっと、保育士さん、非常勤の方ですかね、1年間の雇用ということなんですけれども、続けてはできないから、2か月間を置いて、再雇用のような形をつくっているというのも聞いてるんですけれども、これは、ほんまに法のくぐり抜けというか、張りかえという行為になっているんじゃないかと思しますので、ぜひとも、この非常勤のあり方、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、乳幼児医療の方は、対象を広げていただいて、人数的にはふえたということなんですけれども、保険料の負担が健康保険の方から出るということなので、減ってるんですけれども、だから、そのときに、どういう検討をして、この1歳拡大というか、就学前まで拡大になったのかということをお聞かせいただきたいと思うんですが。

ことし、多くの自治体が拡大、摂津市だけではなくて、いっぱい広がっているんですけれども、財政的には、さらにこれ拡大が可能だったんじゃないかと私思うんです。自己負担金も含めて、助成するということが可能だったのではないかと、こういう検討がされたのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、こういう生活支援の方では、生活保護、大変なことで、いろいろな駆

け込み的な相談もあると思うんですけれども、この中で、社協ともかかわっていると思うんですけれども、駆け込み融資というか、制度がなくなって、こういったことも、やっぱり生活、今、貧困の広がりの中で必要じゃないかということで、改めて、緊急融資というような考え方が、生活支援という立場でないか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、乳幼児の訪問は、ぜひとも皆さんに面談できて、産後うつみたいなのが早期発見できればありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、肝炎検診の話なんですけれども、成人の検査で受けられる方はあれなんですけれども、うちの娘なども、生まれたときにたくさん輸血を受けて、心配なので、自費で検査などを受けたりしてるんですけれども、薬害被害の肝炎の問題が今クローズアップされてます。この薬害被害の示談という形に近いような、国会での新しい法律が成立しまして、この薬害被害に関しては、保健所などの命令で、この因果関係を明らかにして、裁判所へ申し立てて、申請して、補償を受けていくという話に聞いているんですけれども、この薬害被害の可能性のある方、まだ350万人ともいうようなことだったんで、こういう方にも、検診の中とか、市役所での相談などに応じることができないのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、環境対策課の方では、今、車両規制の話とか、府からの、21年からの流入規制ということをお聞きされましたんですけれども、やっぱり市としては何か手を打っていくという、市が何か能動的に行動を起こしていくという必要が私あるんじゃないかなと思うんですけれども、業務の中では、いろいろ検査とか調

査とか、観測は一生懸命してもらってるわけなんですけれども、調査だけでも、ピーフォアとか取り上げてますけれども、これ、新しい環境基準の配慮とか、現在も、大気汚染、水質汚染の実態を見直していくということが必要だと思うんですが、摂津の空気、水が、なかなかきれいだとは言えないと思うので、改善の施策、汚染源への対策、こういったものについて、市として何をするのかということ、ぜひお答えいただければと思います。

それから、先ほど、生活支援の方でも話しましたが、中小企業対策でも、緊急駆け込み融資というか、こういう制度も必要なんではないかと思っているんですが、改めて、中小企業の営業という点では、摂津市の商業が中小対策として、市として大型店の出店の規制を、今、本気で考えるべき時期にきているんじゃないかと。あちこちで大型店ができたり入ったり、それから、出たりというかつぶれたりとか、出たり入ったりがある中で、地元の商店が結局追い込まれてしまって、後はなかなか復活できないという状態をとるところどころでつくるというのでは、地域そのものが衰退するという、まちづくりにとって、決して大型店いいというものではないと思うんですけれども、都市三法もちょっと破綻してしまっているという状態ですから、大型店の規制についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○安藤委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 まず、老人クラブの加入者減に対してなんです、摂津市老人クラブ連合会におかれましては、高齢者が地域において生き生きとした人生を送れるように、さまざまな活動をしていただいております。

高齢者人口が増加する中、先ほどご説

明申し上げましたように、5年前の平成14年度と比べますと、380人の減、クラブ数も4団体減少しているという状況ではございます。連合会におかれましても、この傾向に歯どめをかけるためにさまざまな事業を展開していただいております。ここ数年の新たな試みとしましては、組織を改編して、安全部会をつくって地域貢献を目指す、あるいは健康づくりを目的としたウォーキングや歌体操、料理教室の実施、それから、例年、年度末に講演会を実施されておるんですけれども、昨年度からは2部制にされて、1部は会員による演芸大会に加え、日ごろの成果を発表できる場を設けるという工夫をされておまして、好評であったというふうには聞いております。

また、例年9月には、一斉に地域の清掃を実施していただくなど、地域にアピールするような活動も展開されておられるところでございます。

今後、より魅力のあるクラブとなりますよう、担当課としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点、ふれあい入浴につきまして、サロンとかそういったことも計画できないのかというようなお問い合わせであるかなと思うんですけれども。

実は、昨年10月11日に、公衆浴場業生活衛生同業組合摂津支部さんと摂津市の保健福祉部全体で協議をさせていただいております。組合の方も、お一方、ちょっと都合で欠席されておられる方もいらっしゃいましたけれども、全部集まっていたいただきまして、忌憚のない意見の交換をさせていただいたということでございます。

その中で、やはりいろいろ組合の方からも意見をちょうだいしています。やはりドラム缶1本6,000円が2万円にな

るような状況で、非常に苦しいということはおっしゃっておられて、市の補助の制度の拡大ができないのかというような問いかけもいただいております。

ただ、実際に、サロンとかそういったこともどうでしょうかという提案もさせてはいただいておりますけれども、非常に組合としてもコストが高つくので、今、現状で夫婦二人でやっておられるところがほとんどでございますので、老人無料入浴拡大の方が組合としては望ましいというようなお答えをいただいております。

それで、組合の方も、今回、ふれあい入浴制度を改変させていただくことにつきましては、非常に意欲的に、今まで、毎月15日ということで定例的にやっておったんですけれども、利用客の多い日曜日に開催をしていただくということで、非常に協力をいただきました中で、今回の制度を再構築というのをさせていただいているということで、よろしくご理解の方をお願いいたします。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 肝炎のご相談についてでございますが、検診の費用の負担については、役割分担をと考えておりますが、検診後の健康相談につきましては、検診後か否かにかかわらず、あるいはもう既にC型肝炎あるいは肝硬変、肝がん等でお困りの方の健康相談につきましても、健康推進課の方で承っておりますので、ご利用いただければと思っております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 老人医療助成の対象者が減っているという理由でございますが、この助成制度につきましては、平成16年11月に府の制度の改正がございまして、そのときに、所得要件等によ

る対象者の資格の見直しというのが行われております。

ただ、その時点で、もう既に65歳に到達されている方につきましては、改正前の要件でいくという経過措置を設けておりますので、その経過措置をとっているために、年々対象者が減ってきているというようなところでございます。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、児童扶養手当の削減のやり方についての考え方というお問い合わせでございますけれども、本来、これにつきましては、母子家庭の方の雇用環境、就労環境を安定したものにすることで、そういう施策をとっていくことで、児童扶養手当を削減していくというようなものでございましたが、実際には、さまざまな施策はあるわけですが、まだそこまで成果としては出てないというのが現状ではないかと思えます。

それに対して、今の児童扶養手当を受給されている世帯の方々が、このまま児童扶養手当が半額というようなことになっては、やはり生活していくのに困るというようなお声がたくさんありまして、それでこういうことになったのではないかというふうに思っておりますけれども、実際に、今回、本当に制度が凍結されたということではなくて、先ほども申しましたように、除外者を拡大させるという、そういうやり方になっておりますので、実際、各市町村におきましては、この届出書をお一人お一人皆さんにお送りする。システムの変更も行い、対象者の方を出した上で届出書を提出していただくようにということでお送りもしておりますし、そのために、各市ともに費用がかかっているということも事実でございます。

また、職員の方にさまざまな負担もかかっているというところも事実でございます。

ます。

ただ、このことを通して、実際には削減がされなかったということについては、児童扶養手当を受給されている皆さん、今の生活をそのまま続けていけるということで、このままということがありますので、先ほどのお話にもありましたように、漏れがないように、一度目で届出書をお送りして、その届け出がない方に対しては、もう一度届出書を出していただくようにお送りする。そういうようなことも含めまして、全くこちらの方に届けのない方については、いろいろな形で相談に乗らせていただくということも含めまして、担当課としては対応していきたいというふうに考えております。

それから、乳幼児医療費助成の問題なんですけれども、今回、全体といたしましては、確かに1,277万2,000円、費用全体では減額となっております。また、医療費としても、652万円の減額ということになっております。この減額にあわせた形で、例えば、自己負担額を減にするとか、あるいは年齢の拡大をするとか、さまざまな制度の検討はどうだったのかというご質問だと思うんですけれども、自己負担額は、今回の就学前まで引き上げた場合に、20年度の予算見込みで3,893万円を見込んでおります。1,000万円の減ということでは、これに対応することもできませんし、また、今回は、ちょうど保険の負担割合が3歳未満児から就学前に変わったということで、大きく減額ということになっておりますので、この先1年延ばすということになりますと、今までと同じように、2,500万円ぐらいの増は必要となってくると思えます。

そういうことから考えますと、昨年、2,500万円ほどの増額をいたしてお

りますので、そのことともあわせまして、今回、1,000万円の減にはなっておりますが、そのことで、さらに制度の拡大ということをして20年度にということにはならないのではないかとこのように考えております。

それから、保育所の非常勤の問題なんですけれども、確かに、保育所の非常勤職員につきましては、19年度と20年度を比べますと、正規の職員の数は同じでございますが、正規職員の退職に伴って、補充をしてこなかったという時期がございますので、臨時職員の割合は30%ぐらいになっているのが現状でございます。これは、やはりこれ以上ふえるということについては問題があるということで、19年度より、退職者に対して、正規職員の採用を行ってきているという、そういうところでございます。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課の、市としての改善対策として、どのような施策をしているかについてのご質問についてご答弁申し上げます。

市としましては、主体的に騒音・振動・悪臭に関しての自然環境調査を重点的に行っております。

まず、大気汚染調査については、現在、市役所横に大阪府の常時観測所が1か所ございます。市域1か所では不十分ということで、年4回、3、6、9、12月の年4回ですけれども、NO₂のフィルターバッチの簡易測定ではございますが、道路に面する主要幹線道路の5か所、道路に面しない一般地域11か所の、1平方キロメートルの1か所程度の16か所、年4回、補完的に、簡易測定ではございますが、状況把握に努めております。

2点目、自動車関係の道路騒音調査については、環境月間の11月の三日間、

年一回の調査でございますが、主要幹線道路に面する地域で3か所と、道路に面しない一般地域、これは、環境月間、6月の三日間でやっておりますが、18か所、午前、午後に測定しております。

水質については、一般的には、大阪府の環境調査で補っておられますが、それ以外の中小河川等については、市の方で補完的に、公共用水域における水質汚濁の現状を把握するために、市内9河川を年4回、ペーハー、BOD等8項目の水質調査を行っております。

このように、年間を通じて、環境月間の6月、11月を中心に種々の環境調査を行い、環境の問題点等の改善に向け、市としては取り組んでおります。

○安藤委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 生活支援に係りますご質問に対してご答弁申し上げます。

生活支援として、緊急融資のようなものというご質問でございますが、大阪府社会福祉協議会におきましては、これまでの駆け込み緊急資金を平成13年度で廃止し、14年度からは、貸し付け理由を、傷病、賃金の未払い・遅配等に限定し、10万円を限度額としました生活福祉資金の小口生活資金貸付制度を設けるとともに、離職者支援資金、災害援護資金、療養介護等資金などの充実が図られております。

このような制度見直しの背景には、10万円という貸し付け限度額で、生活の改善、経済的自立につながる世帯は限られていることから、貸し付け理由を限定するとともに、生活の改善、自立を図るためには、一定額以上が必要と思われる世帯に対応できるよう、それぞれの生活困窮の原因に対応した、他の生活福祉資金の充実が図られていると認識しております。

したがいまして、本市といたしましては、大阪府社会福祉協議会の小口生活資金貸付制度が設けられている現状にありましては、市制度として、新たに緊急融資のような制度を設けることは困難というふうに考えております。

ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 大型店を規制し、地元の商店街の振興についてでございますが、昨年11月30日に、大規模集客施設の郊外出店を規制する改正都市計画法が全面施行され、中心市街地の空洞化に歯どめをかけます改正まちづくり三法が整いました。

このような中で、産業振興課が直接的に出店規制を論じることは困難な面があると思います。産業振興課といたしましては、暮らしの広場、地域の顔である商店街の活性化を目指しまして、さまざまな活性化事業が有効利用され、少しでも地域商店会の振興が図られますよう、商店連合会ほか商店会組織との連携を深めてまいりたいと思います。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(午後4時56分 休憩)

(午後5時 4分 再開)

○安藤委員長 再開します。

答弁の方は、2回目は出尽くしたと思いますので、山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

丁寧な答弁をしていただいておりますので、なかなか納得できないところはまだいろいろ、あと条例とかもありますので、そっちへ持っていきたいと思います。特に、国民健康保険の会計での審議もこの後ありますから、国保、保険料は今本当に高いというところに思いをいたしてもらって予算も組んでいただきたいというのが

あるんですけれども、今回の予算を見ましたら、結局は、何とか減らさないというか、現状維持、そのままスライドというふうにはしか見れないので、ぜひとも、市民の生活に心を寄せて、予算を組んでいただきたいと思います。

それから、児童扶養手当というのが、それこそ、再度の届出書を促すということも言及していただきましたので、ぜひとも皆さんが受けられるような施策をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、保育所の正規職員の削減も、これ以上はという発言もありましたので、ぜひとも、子どもたちの安心・安全のために、職員のモチベーションも、それこそしっかりと持っていただいて、保育所運営に当たっていただきたいと思います。

それから、環境については、いろいろ調査の出てきた結果、これをぜひ生かして、これから何をすべきかということ、ぜひとも検討していただきたいと思います。

大型店規制などは難しいという話も出ましたけれども、ほんまにこの予算が市民の生活向上のための予算になるようにお願いをしまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(午後5時6分 休憩)

(午後5時7分 再開)

○安藤委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

お疲れさまでした。

(午後5時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

民生常任委員長 安藤 薫

民生常任委員 上村 高義